

子ども・子育て会議基準検討部会（第6回）
議事次第

日時：平成25年10月18日（金）13:00～16:00

場所：中央合同庁舎4号館11階第1特別会議室

1. 開会

2. 議事

- (1) 公定価格について
- (2) 地域型保育について
- (3) 確認制度について
- (4) 地域子ども・子育て支援事業について（一時預かり事業等）
- (5) その他

3. 閉会

[配付資料]

| | |
|-------|------------------------------|
| 資料1 | 公定価格について |
| 資料2 | 地域型保育について |
| 資料3 | 確認制度について |
| 資料4-1 | 一時預かり事業について |
| 資料4-2 | 地域子ども・子育て支援事業の主な検討課題と考え方について |
| 参考資料1 | 社会保障・税一体改革による社会保障の充実・安定化について |
| 参考資料2 | 小規模保育運営支援事業等の要綱について |
| 参考資料3 | 委員提出資料 |

○無藤部会長 それでは、定刻になりましたので、第6回「子ども・子育て会議基準検討部会」を開始いたします。

本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございました。

初めに、委員の交代がございますので、お知らせいたします。

日本労働組合総連合会副事務局長の高橋睦子様です。よろしくお願いいたします。

○高橋委員 初めまして、日本労働組合総連合会副事務局長をしております高橋と申します。よろしくお願いいたします。

○無藤部会長 ありがとうございました。

続きまして、本日の委員及び専門委員の御出欠について、事務局より御報告をお願いいたします。

○長田参事官 委員の御出欠につきまして御報告申し上げます。

小室淑恵委員におかれましては、本日は所用により御欠席でございます。

また、内田委員、尾崎委員、高尾委員におかれましては、本日用用により御欠席でございますが、代理といたしまして、それぞれ秦野市教育委員会教育総務課長の山口様、高知県地域福祉部長の井奥様、日本経済団体連合会経済政策本部長の藤原様に御出席をいただいております。

また、清原委員におかれましては、所用により遅れての御出席ということで伺っております。

以上、委員総数31名中27名の御出席でございますので、定足数は満たしておりますことを御報告申し上げます。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございました。

議事に入ります前に、先日、内閣府大臣政務官として御就任されました福岡政務官より皆様へ御挨拶がございます。よろしくお願いいたします。

○福岡内閣府大臣政務官 ただいま御紹介いただきました、このたび内閣府の大臣政務官を拝命いたしました福岡資麿と申します。少子化担当及び共生社会政策、こういった分野を担当させていただきますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

先生方におかれましては、本年4月以降、基本指針を取りまとめでいただくなど着実に方向性を見出していただく議論を進めていただいておりますこと、心から厚く敬意を表させていただきますと思います。

しかしながら、これから公定価格を初め、いろいろな議論すべき事項がたくさんあると承知をしております。子どもたちの最善の利益は何かということ念頭に置いて、さらなる御議論を深めていただきますように、私からもお願いをさせていただきたいと思っております。

最後になりますが、予算面も含めて、子ども・子育て支援新制度の着実な実施に向けて、私どもも精一杯努力してまいりますので、今後とも御指導をいただきますようお願いを

申し上げさせていただきまして、就任の御挨拶にさせていただきます。よろしくお願いたします。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

なお、資料でございますけれども、議事次第に記載のとおり資料をお配りしてございます。漏れなどがあれば、事務局にお申しつけください。

本日の予定でございますけれども、議事のとおり大きく4つです。

まず、公定価格につきまして、80分程度の説明、議論を予定してございます。

2番目が地域型保育につきまして、30分程度の御説明、御議論をお願いいたします。

続いて、確認制度について、30分程度の御説明、御議論をお願いいたします。

最後に、地域子ども・子育て支援事業につきまして、40分程度の御説明、御議論をお願いいたします。

この4つですけれども、とりわけ公定価格は初めて本格的な議論に入りますので、いろいろと御意見があらうかと思えます。毎回お願いしてございますけれども、御発言につきましては簡潔にお願いしたいと思います。

また、御発言の希望が多い場合に、余りに時間が延びるようであれば、そこで一度打ち切らせていただいて、次の議題に入るかもしれませんので、その点はよろしくお願いたします。

本日の議題につきましては、本日決定するというものではございません。次回以降も議論を続ける予定でございますので、意見をいただく場合は次回以降にもございます。また、毎度申し上げているように、必要に応じて後日、事務局のほうに書面等で意見を御提出いただくこともぜひお願いしたいと思いますので、委員各位におかれましては、円滑な議事進行にぜひ御協力をいただきますよう、よろしくお願いたします。

それでは、早速議事に入ります。公定価格について御説明をお願いいたします。

○橋本保育課長 それでは、お手元の資料1をご覧くださいと思います。

前回、公定価格の資料を少し紹介させていただきました。1～6ページまでの部分につきましては、前回御説明させていただきましたものと共通でございますので、説明は省かせていただきます。

最初に7ページのところからお話をさせていただければと思います。今後の検討スケジュールのイメージでございます。ここにございますように、公的価格の具体的な金額、これは最終的に平成27年度からの実施を予定しておりますので、27年度の予算編成を経て決定していくということになるわけですが、新制度を円滑に施行するという一方で、骨格（算定構造）を早期に固めて、26年度の早い時期に示していく必要があると考えております。私ども国、または自治体におきましても、事業計画の策定、あるいは27年度の概算要求に向けた所要額の見込みを立てる必要がございますので、そういった観点からも必要でございます。

そこを念頭に置きまして、25年度、26年度のスケジュールはここに書いてございます。前回から順次議論をスタートさせていまして、年度末にかけまして骨格の取りまとめというをお願いしていきたいと思っております。骨格と申しますのはここにございますように、基本部分、加算部分、減算部分といった基本的な構造と御理解をいただければと思います。

また、26年度に入りましてから、4月～6月の時期にかけまして、この骨格に加えまして仮単価という形で提示をいたしまして、概算要求に向けて、保育所、幼稚園などについての給付等の所要額の見込みを立ててまいりたいと考えてございます。

※にございますように、幼稚園においては新制度への移行と現行制度への残留の両方が想定されますので、概算要求に向けては、この意向調査を実施する予定でございます。そういった観点からも、この時期に骨格や仮単価を掲示することが必要と考えております。

これを受けまして、概算要求。そして10月ごろからは、いよいよ27年度の保育所の入所手続あるいは幼稚園での園児募集が開始されることとなります。また、年末には政府予算案が固まると同時に国ベースでの金額の確定、そして、年度末に向けて、この子ども・子育て会議での諮問・答申といった形で最終的な確定をさせていただきたいと考えています。

9ページに飛んでいただきたいと思っております。今、申し上げましたようなスケジュールとの関連の中で、最終的に具体的な金額は予算編成過程の中で決定していくということになってまいりますが、そういった中で当面この部会におきましては、公定価格の算定に当たりましての基本的な考え方、あるいは国が定める公定価格の骨格、利用者負担のあり方といった公定価格の体系につきましても御議論をいただきまして、今年度内に固めていただきたいと考えているところでございます。その上で予算編成を経まして、具体的な金額を含めた最終的な姿について、諮問・答申をさせていただきたいと思っております。

その際、ここにございますように、安定的で良質な教育・保育を提供していくこと。現行制度からの円滑な移行を念頭に置く。あるいは施設経営の実態を勘案する。また、質の改善を考慮していく。こういったことを加味しながら考えていく必要があると考えております。

先ほど来、骨格ということで申し上げましたが、10ページに絵がございまして、基本額となるような部分がございます。その中には利用定員とか地域区分など、さまざまな要素の関連を今後御検討いただくということかと思っておりますし、何がしかこれに加味するような形で加算額というものが上に乗っかるということも今後の検討の中で考えていただければと考えています。

11～12ページにかけまして、経営実態調査の結果でございまして。これは前回お示したものと基本的に同じでございまして。

12ページ一番下の(7)の①で、13ページ、14ページの結果については、有効回答の結果を単純集計したものということで、13ページ、14ページに載っております表は前回

お示ししたものと同じでございます。

今回はこれに加えて、15 ページ、16 ページに幼稚園と保育所につきましての施設の状況を改めて出しておりますが、層ごとの母数をもとに統計処理を加えて全国平均の数値ということで集計をしたものということでございます。

数字につきましては、15 ページ、16 ページのところをご覧いただきたいと思っておりますが、全体の平均値ということでございますので、若干前回お示ししたものと違ってございます。

17～18 ページをお開きいただきたいと思います。以下、主に私立の施設の状況に基づき説明させていただきます。こちらの中で認定こども園の部分につきましての収支状況をお示しいたしております。

(1) の①の分が幼稚園でございます。「全体」というところは認定子ども園の幼稚園とそれ以外の幼稚園全てを合算したものでございます。その横に「幼稚園（認定こども園以外）」ということで、認定こども園になっていない幼稚園だけの数字を並べております。

その横に「幼保連携型」と「幼稚園型」がございまして、こちらは幼保連携型認定こども園を構成している、その中の幼稚園の部分の収支状況。また、幼稚園型は幼稚園型認定こども園を構成しております幼稚園の部分の収支状況ということで、37 カ所、または 27 カ所の状況を示したものでございます。

保育所につきましては同じように全体がございまして、認定こども園以外の保育所の数値がございまして、その横に幼保連携型、保育所型と並んでおりますが、同じように幼保連携型認定こども園を構成しております保育所の部分の収支状況。そして、また保育所型認定こども園を構成しております保育所の部分の収支状況。それぞれ 30 カ所、7 カ所についてのものがございます。

一番右に幼保連携型全体ということで 19 カ所の数字を示してございまして、これは幼保連携型のところの中で幼稚園の 37 カ所、保育所の 30 カ所のうち、19 カ所につきましては、いわゆる対になる形で同一の園を構成している幼保連携型認定こども園でございまして、その部分を機械的に合算したものであるということでございます。

18 ページ、職員 1 人当たりの給与月額ということで、給与の状況を示したものがございます。数字につきましては、またご覧いただきたいと思います。例えば幼稚園につきまして、私立の園の幼稚園教諭につきましては、7.2 年の勤続年数で 25 万 2,348 円。また、公立の幼稚園教諭につきましては、13.8 年で 37 万 98 円となっております。

また、保育所につきましては、私立の保育士につきまして、9.9 年で 25 万 5,415 円、公立につきましては 11.8 年で 28 万 7,431 円となっております。これは下の※にございまして、月額給与のほか、賞与の 12 分の 1 を足したものであるということでございます。

同じように決まった支給をする現金給与に年間賞与等の 12 分の 1 を加えたものということで、平成 24 年の賃金構造基本統計調査の水準も示してございまして、こちらをご覧いただきますと全職種のもので 11.8 年の勤続年数で 39 万 3,900 円。これに対しまして、幼

稚園教諭が7.4年で27万9,400円、保育士が7.8年で26万2,500円という状況でございます。

19ページ、今、ご覧いただきましたような数字を踏まえまして、幼稚園・保育所とも公立と比べて私立のほうが低い傾向が見られていること。また、幼稚園教諭と保育士につきまして、民間のほかの職種と比較して低い傾向が見られるというところでもございまして、現在の公費負担の水準を念頭に、処遇改善等の質の改善とセットで議論していく必要があるのではないかとといったことを検討の視点として書かせていただいております。

20ページ、公定価格の設定に当たっての基本的な考え方でございます。この中でいろいろな方式がございますので、例1と例2を例えらばということで挙げさせていただきました。例1は現在の保育所運営費等でとられている方式でございまして、個別の費目を積み上げるというやり方でございます。人件費、事業費、管理費等につきまして、個々の対象となる費目を積み上げて費用を設定するというものでございます。この場合、何をその中に積み上げてあるかが明確になりますので、ほかの補助事業との組み合わせが実施しやすい。あるいは人件費につきまして、さまざまな政策的な上乘せ等が実施しやすいといった面がございます。

一方におきまして、実際に事業に応じた費用、そちらの実態のほうと、あくまでも積算として積み上げているモデル、こちらの間ではどうしてもずれが生じてくる可能性がございます。また、事業費・管理費等につきましては、物価変動など、こういった実態調査の結果を直接反映させるという形ではなくなってまいります。

例2でございしますが、介護保険制度などにとられております包括的な報酬体系というやり方もございます。こういったサービスに要する平均的な費用を実態調査によって把握をいたしまして、人件費、事業費、管理費等を包括的に評価して算定するものでございます。

このようなやり方をしました場合には、実際に起きた実態に即した形の給付費を設定しやすいということ。事業費、管理費等につきましては、そういった実態調査との結果を直接反映させる形になるということ。一方におきまして、留意点でございますけれども、給付費の中に積み上げられた対象項目は何かということが必ずしも明確でない部分が出てまいりますので、ほかの事業との組み合わせや人件費等の政策的な対応が見えにくいという面もございます。

こういったさまざまな一長一短がございますので、こういったメリット、デメリットを考慮しながら、子ども・子育ての新制度の中でこういったやり方がふさわしいのかということについて、今後御議論をいただきたいと考えているわけでございます。

22ページ、算定構造の骨格にかかわります検討の視点ということで幾つか提示をさせていただきます。先ほどご覧いただきました基本部分にかかわるようなものと、加算部分にかかわるようなものと、こういったものが大きくは分けられるかと思っております。

この中で基本部分にかかわる論点といたしまして、特に御議論いただきたい論点を6つほど並べておりますが、認定区分、年齢、保育必要量、地域区分、定員規模、施設・事業、

こういったものとのかかわりの中でどう考えていくかという論点でございます。

また、加算につきましても、こういった各種の加算を設けていくかということでございます。恐らくこれ以外にもいろいろな要素が今後の議論の中で出てまいるかと思っておりますけれども、今回お示しするもの以外につきましても順次必要な分析を加えながら、お示しをしていきたいと思っております。

なお、公定価格は非常に広い範囲にわたる論点がございますので、全体を一度に議論するというはなかなか難しいと思っております。今回お出ししましたところは全体の基本構造にかかわるような論点をお出しさせていただいているわけでございますので、できれば今回と次回あたりは、こういった全体の基本構造にかかわるような議論についての御議論をいただきたいと思っております。

その上で次々回とその次の回くらいのところである程度、個別的な論点あるいは利用者負担、そういった点につきましての論点をお示しして、また御議論をいただく。そんな進め方をさせていただければありがたいと考えているところでございます。

23 ページから 25 ページにかけましては、前回お出ししました資料と共通でございますので、省略をいたします。

26 ページからは個別の論点でございますので、最初に認定区分との関係でございます。法律の中で、この認定区分を勘案して公定価格を定めるということがございますので、支援法 19 条 1 項の各号に定める認定区分との関係で定めていくことを検討する必要がございます。

データでございますけれども、27 ページのほうをお開きいただきまして、経営実態調査の結果をご覧くださいますと、幼稚園と保育所の入所児童 1 人当たりの支出額。これは年額でございますが、こちらのほうをご覧くださいますと、全体の規模とかかわりのある数字といたしまして、幼稚園のほうで 52 万 6,000 円、保育所のほうで 93 万 5,000 円といった数字になっております。子どもの数は幼稚園で 176 人、保育所で 102 人。職員の数も幼稚園で 15 人、保育所で 22.1 人というのが多いようでございます。

また、60 人以下のものとは 61 人以上 90 人以下のものにつきましては、こういった形で数字が出ておまして、より規模の小さいもののほうが高めの数字が出ております。

その次の②でございます。保育所の入所児童に占める 3 歳未満児の構成割合別で見たときのものでございまして、3 歳未満児の構成比率が高いところのほうがより高い 1 人当たりの支出額となっております。

28 ページ、今ご覧いただきましたように入所児童 1 人当たりの支出額の傾向といたしまして、幼稚園よりも保育所のほうが高いという傾向があり、また、保育所においては子どもの総数に占める 3 歳未満時の構成割合が高くなるにつれて高くなるという傾向でございます。また、職員数につきましても同様の傾向が見られるかと思っております。要因といたしまして、経費構造の性質の中で人件費の占める割合が高いわけですので、そういったものが大きく影響をしていると考えております。

そこで検討の視点でございますけれども、こういった認定区分を勘案して定めていくに当たりまして、教育標準時間認定の区分につきましては幼稚園の調査結果、保育所の保育認定の区分につきましては保育所の調査結果などを参照しながら検討することを基本に考えていきたいと思っておりますし、各認定区分につきまして、子どもの利用時間、職員の勤務時間の違いということを踏まえながら、必要な職員の配置を考慮することが必要だと思っております。

「なお」ということで※にございますが、教育標準時間認定を受ける子どもについて、当分の間、全国統一費用部分、地方単独費用部分という形で組み合わせることとされております。これは支援法附則9条の中でそのように定められております。国といたしましては、ここでは全体としての公定価格と全国統一費用部分の価格といったものを決めていくことが必要になってまいります。

30 ページ、年齢との関係でございます。年齢との関係の中では、この下に表がございますけれども、幼稚園の基準、保育所の基準、認定こども園の基準、それぞれ年齢ごとにこういった状況になっております。こういったものを踏まえまして、今の保育所運営費の中では、こういった基準をもとにしまして、乳児と1～2歳児、3歳児、4歳以上児という4つの区分で運営費が定められております。

幼稚園の私学助成につきまして、年齢区分は設けられてございませんが、都道府県のほうで実施するものの中では年齢別に補助額を分けている例もございます。

31 ページ、この人件費の占める割合が全体として高いわけでございますので、こういった職員配置の実態あるいは配置基準といったものが影響してまいりますので、検討の視点にございますように、保育認定を受ける子どもについて、こういった配置基準を踏まえまして、年齢区分ごとに設けるということの基本としてはどうか。

また、教育標準時間認定を受ける子どもにつきまして、こちらのほうは幼稚園には職員の配置基準という形では定まっておりますので、職員配置の実態ということを踏まえながら、公定価格の設定に当たっての職員数の考え方とあわせて、保育所における取り扱いも勘案しつつ、年齢区分の取り扱いの検討が必要と考えております。その際、質の高い教育保育の提供という観点からも、いわゆる質の改善ということとセットで議論をしていく必要があると考えております。

32 ページ、保育必要量との関係でございます。保育認定の関係の御議論で既にいろいろ御議論いただいておりますように、保育標準時間、保育短時間といった認定区分を設けるということが考えているわけでございます。公定価格の設定に当たりまして、この支援法の中でも保育必要量を勘案して定めるという規定がございます。

33 ページに少しデータをお示ししておりますが、保育所におきます入所児童の1日当たりの平均利用時間区分別で入所児童1人当たりの支出額がどうなっているかということを見たものでございます。平均利用時間が8時間未満のものから、8時間以上9時間未満、9時間以上10時間未満、10時間以上という形で全体としては段々1人当たりの支出額は

高くなる傾向が見られるかと思えます。

そこで検討の視点ですが、保育認定を受ける子どもにつきまして、この保育必要量の区分ごとに設けることを基本としてはどうか。また、同時に保育短時間認定を受ける子どもについては、子どもの利用時間とは別途、職員の勤務の状況にも配慮する必要があるのではないかと考えています。こういった公定価格の設定に当たりまして、これまで既に親会議のほうで御議論をいただいております標準時間、短時間といった認定の区分に関する議論とも並行して御議論いただく必要があると考えております。

34 ページ、地域区分との関係でございます。これも支援法の中で施設の所在する地域等を勘案して公定価格を考えていくということが定められておりますし、これまでのいろいろな議論の経緯の中でも地域別ということが言われてきているわけでございます。現状の保育所運営費におきましては、国家公務員の地域手当の支給地域に準拠する形で設定をしております。一方の幼稚園の私学助成につきましては、地域区分は設けられておりません。

データでございますが、35 ページをお開きいただきまして、地域区分ごとの全職種の平均の1人当たりの給与月額ということで出したものでございます。幼稚園、保育所それぞれにつきまして、1級地、2級地、3級地、4級地、5級地、6級地、その他ということで並べておりますが、徐々にこの1級地のほうになるにつれて金額的に高くなるという傾向が見られるかと思えます。

現在、保育所についてはそういった運営費の地域区分を設けているわけですが、そういった地域区分を設けていない幼稚園のほうにつきましても、ほぼ同じような傾向が見られるところでございます。

検討の視点ということでございますけれども、公定価格の設定に当たりまして、この地域別の人件費との違いを考慮することを基本としてはどうか。その設定方法につきまして、今の保育所運営費の地域区分あるいはほかの制度の状況等を参考にしてはどうか。また、この地域区分の見直しのルールも検討していく必要があるのではないかと考えています。

36 ページに各制度の地域区分の比較ということで、保育所を含みまして、児童福祉施設の措置費等につきましての地域区分の状況、介護保険制度や障害者自立支援法などにおける状況、医療保険制度、義務教育国庫負担制度、国家公務員の給与ということで並べてございます。おおむね7区分で設けられているということでございますけれども、保育所あるいは児童福祉施設の措置費につきましては、10%と6%の間に8%という区分を別途設けておりまして、8区分となっております。

国家公務員の地域手当に準拠するという考え方でございますので、国の機関、国としてのいろいろな出先機関等が置かれております官署の所在地につきまして、この区分が割り当てられているわけですが、国のそういった出先機関がないところについてはどう取り扱うかというところが、若干各制度において異なっているところでございます。

また、対象となる市町村域の対象の見直しの時期でございますが、国家公務員の地域手当は人事院規則の規定によりまして、10年ごとの見直しがございます、平成18年4月に見直しがされております。次の見直しの機会は28年4月となっております。

一方におきまして、ほかの定期的に報酬改定などを行っている制度の中では、報酬改定の機会等をとらえまして、この対象地域の見直しが行われております。そういった点も今後のルールとしてどうしていくかというところの御議論が必要かと思っております。

37ページは、国家公務員の地域手当についての説明。

38ページは、それぞれ1級地から6級地までが具体的にどういったところに適用されているかということを示すものでございます。

39ページ、定員規模との関係でございます。これまで法案の審議の過程での附帯決議等々の中で、この施設の規模による経費構造の違いを考慮することも言われてきております。現状の中で保育所運営費につきましては、この右の図にございますが、例えば定員60人と定員120人の施設を比較してみますと、赤く塗ってあります児童数に応じて算定される経費のほうは単価的には同じわけでございますが、青く塗ってございます児童数にかかわらず算定される経費といったものにつきましては、少ない60人の人数で割るか、それとも多い120人の人数で割るかによって、1人当たりの額としては違ってまいります。こういったものを反映しまして、現在の保育所運営費の中では17の区分を設けております。

幼稚園の私学助成におきましては、国の補助の基準上はこういった単価の違いはございませんけれども、都道府県におきまして実際の配分に当たりまして、小規模な施設への配慮等がなされている例が多く見られるところでございます。

これもデータでございますけれども、40ページをご覧くださいますと、幼稚園と保育所につきまして、定員規模別あるいは実員規模別ということで並べてみたものでございます。だんだん規模の大きくなるにつれて、額としては小さくなるという傾向が保育所についても幼稚園についてもおおむね見られるところでございます。

検討の視点にございますように、公定価格の設定に当たりまして、こういった規模の違いを考慮いたしまして、定員区分別に設定するというを基本に考えていってはどうか。また、その定員区分につきまして、市町村のほうを確認する利用定員を用いてはどうかと考えております。

41ページ、定員区分の設定、この刻み方などがございます。現在の幼稚園や保育所の定員あるいは実員の分布状況を踏まえて検討する必要があると考えております。

43ページ、大変小さい字で恐縮でございますが、左側に保育所、右側に幼稚園がございます。定員が10人刻みで並んでございまして、保育所につきましては170人のところまで10人刻みがございます。この170人の規模のところまでに2万1,808カ所の保育所が含まれておりまして、ここままで約95%がカバーされております。171人を超える保育所は全体の約5%という状況でございます。

これに対しまして、幼稚園のほうの場合には、定員170人までにカウントされるものは

全体の幼稚園の中の約 56%という状況でございまして、171 人以上の規模の幼稚園が 43.77%ございます。こういった幼稚園と保育所の定員分布の違いを考慮した上で、今後また検討していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

41 ページにお戻りいただきまして、刻みの幅をどうするかということもでございます。囲みの中の参考ということで書いてございますが、保育所運営費につきましても平成 20 年度までは 30 人ごとの刻みで設定しておりましたが、定員弾力化との関係の中で会計検査院からも指摘を受けまして、平成 21 年度から定員を 10 人刻みに変更しているという事情もございます。

こういったものの経緯を踏まえながら検討していく必要があるかと思えますし、その下の○でございまして、幼稚園の場合には「最低定員」を設けておりませんので、それとの関係もルールが必要と考えております。

42 ページ、認定こども園につきましては、この囲みの中にごございますような特例認可保育所という考え方がございます。通常の保育所の場合には 20 人以上の定員がなければ認可をいたしませんけれども、現在の幼保連携型認定こども園の中では、特例的に 10 人以上という形で認可をする場合がございます。

その場合の定員の刻みに応じた単価につきましては、ここの中にごございますように、「幼稚園と保育所の定員を合算した定員区分による単価」、または「保育所のみ定員区分による単価に 75%を乗じた単価」、これを比較しまして、高い単価のほうで支弁するといった形になっております。こういった水準につきましても、いろいろ御議論があるところでございますが、認定こども園の場合はこういったそれぞれの定員がございまして、その部分を定員規模として、どのように評価するかというところを別途考える必要がございます。

さらにその下の○でございまして、地域型保育事業につきましても、この定員区分ということはどうしていくかという議論が必要かと思えます。小規模保育の場合、6～19 人という規模でございまして、定員区分をどうしていくかということがございます。事業所内保育につきましては、定員の上限・下限はございません。また、地域枠の子どもと従業員枠の子どもがございまして、そういった点を踏まえて、こういった定員区分で考えていくか。家庭的保育、居宅訪問型についてはどういうふうを考えていくか。こういったことを個々に御議論いただく必要がございます。

44 ページ、施設・事業との関係でございまして、今ほど申し上げましたように、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、さまざまな事業があるわけでありまして、そういった施設なり事業ということに求められるそれぞれの認可基準等との関係を踏まえて検討をしていただく必要があるのではないかと考えておりますし、同時に質の高いものを目指した質の改善とセットで御議論をいただく必要があろうかと思えます。

45 ページ、それぞれの施設類型あるいは事業類型に応じた基準ということで、これは職員の配置の基準を並べております。ほかのいろいろな基準の要素がございまして、特に影

響の大きい人員配置につきまして、ここに掲げさせていただきます。こういったことを踏まえながら御検討をいただく必要があるかと思えます。

46 ページ、各種の加算等ということで、基本額に対しまして、今度は加算額でございます。全体としての画一的なものをカバーする「基本部分」ということで、ほかの地域固有の経費ですとか、あるいは教育・保育の提供に当たりましての経費の性質等を踏まえた政策的な費用の「加算」、こういったものを検討していく必要があると考えております。

これまでの検討過程の中で出ている議論の中で幾つか並べておりますけれども、例えば休日保育あるいは早朝・夜間保育については、加算により対応するというものであったり、あるいは施設の減価償却の一定割合に相当する費用についても算定するというものであったり、職員の常勤・非常勤の別あるいは経験年数等について、公定価格への反映を検討するという。こういった議論がこれまでの制度の中で出てきております。こういったものを例えば加算という関係の中で、どう考えていくかということが1つの論点でございます。

現状でございますが、保育所運営費の中では、下に①～⑫までございますような各種の加算がございます。例えば①の民間施設給与等改善費などにつきましては、職員の平均勤続年数を基礎として人件費等を加算するものでございますし、その次の夜間保育所加算は夜間保育所での保育を実施する上で必要な経費を加算するものでございます。

また、⑨のところには、主任保育士専任加算がございます。主任保育士を保育計画の立案や保護者からの育児相談などの主任業務に専任されることができるよう、代替保育士を雇用するための経費を加算するものでございます。

こういったさまざまなものがございますので、47 ページの政策的な対応としまして、基本部分とは別に加算措置ということについての御検討も必要かと思っておりますし、その中でこういった形でこういったものを整理していくのかということもあわせて検討する必要があるかと思えます。

3つ目の○でございますが、例えば定員を恒常的に超過している場合なども含めまして、減算措置も検討が必要ではないかと考えております。

48 ページ、49 ページ、50 ページ、51 ページと大変小さい字で恐縮でございますけれども、48 ページと 49 ページは介護保険の介護報酬、50 ページと 51 ページは障害者の制度のものでございます。

この中で例えばでございますけれども、48 ページをご覧くださいますと、上のほうから介護福祉施設におけるサービス費ということで、これがそれぞれのサービスの事業の種類に応じまして、要介護度別ということで何単位という形で、いわゆる基本額という形で決まっている部分がございます。

その横のほうに縦に並んでおりますけれども、例えば右側の一番最初のものでございますが、夜間を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合というところに対しましては、100分の97 ということで3%減算することがここに定められております。それと同じように

100分の70になっているものがあったり、100分の97になっているものがあったりいたします。そういうものが4つございますが、5つ目のところから今度は加算ということで、こういうときには何単位を加算するという形で加算措置が設けられております。

一方で49ページのほうをお開きいただきますと、一番上のところには、身体拘束廃止未実施減算ということで、ここは5単位の減算措置が定められておりますが、以下のものにつきましては初期加算から始まりまして、さまざまな提供するサービスの内容に応じた加算というものがここに設けられているわけでございます。

50ページの障害者のほうも同じようなつくりになっておりまして、基本額の部分と加算の部分と減算の部分という構成になっております。他制度の中でこういった構造になっているものがあるということを念頭に置きながら、今後も議論を進めていただければと思っております。

52ページ、特例給付でございます。一般的には、それぞれの施設の利用目的に応じた形で支援法上の給付が設けられておりますが、若干それとは異なる形態の中で利用するようなケースなども含めまして、柔軟に対応するための特例給付が設けられております。

52ページの中で、施設型給付費、2番の特例施設型給付費、3番の地域型保育給付費に対しまして、4番の特例地域型保育給付費という形で定められております。細かい内容の御紹介は省略いたしますけれども、特例施設型給付費をご覧くださいますと、認定申請をした後、認定の効力を発生するまでの緊急をやむを得ないときに利用した、そういったときの給付費として支給をするということであったり、あるいは保育認定を受けた3歳以上の子どもが幼稚園を利用する場合の給付であったり、逆に教育標準時間認定を受けた子どもが保育所を利用する場合であったり、こういったものが例えば想定されているものでございます。

特例地域型保育給付のほうにつきましては、同じように緊急をやむを得ない場合の利用ということのほか、小規模保育といったものは3歳未満児の利用を基本にしておるわけでございますけれども、これを3歳以上の教育標準時間の認定を受けた子どもが利用する。あるいは3歳以上の保育認定を受けた子どもが利用する。こういったケースも特例給付の対応になってまいります。

離島などにおきまして、こういった教育・保育施設あるいは地域型保育事業がないようなケースの中で利用するケースに対応する給付費も特例給付の扱いになっております。それらをより詳細に示したものが53～54にページございますが、ここについては説明を省略いたします。

さまざまなケースがある中で、特に少し今後の議論の中での論点として挙げさせていただいているものは56ページからでございます。両親が共働きの家庭等の子ども。この3歳以上のそういった子どもの幼稚園利用ということを一つの例として挙げさせていただいております。

そういった共働き家庭の子どもが幼稚園を利用する場合のパターンといたしまして、i

～ivまで挙げておりますが、保護者が幼稚園を希望する場合。地域に認定区分に該当する施設がない場合。保育所や認定こども園が第1希望だが、定員に空きがなくて幼稚園や認定こども園に入園する場合。幼稚園に入園する子どもが保護者の就労等の理由により認定の際の要件に変更が生じた場合。例えばこういったものが典型的なものとして挙げられるかと思えます。

そういった際の支援方法といたしまして、A、Bと挙げております。保育認定を受けて、特例施設型給付の対象となることもございましょうし、教育標準時間認定を受けて、施設型給付の対象となるということもあろうかと思えます。後ほど御説明します一時預かりとの関係の整理も必要でございますけれども、こういった取り扱いの中でどうしていくか。

その際には、検討の視点にございますように、特例給付は例外的に行われることを踏まえつつ、また、ここに3つポチを挙げておりますけれども、幼稚園のほうで保育認定の子どもの利用定員を設定して対応給付を受けることが想定されていない。一方で、保育認定の有無にかかわらず、希望すれば誰でも入園できる性格の施設であること。

保育認定の子どもについては、市町村のほうで保育所なり認定こども園により体制を確保することが必要だということ。

市町村のほうでは、保育認定の有無にかかわらず、保護者の選択ということに基づいて多様な提供体制を確保する必要がある。こういったもろもろの要素を勘案しながら検討をいただく必要があるかと思えます。

57ページ、その逆でございますけれども、保育認定を受けない子どもが保育所や地域型保育を利用するというケースでございます。地域に認定区分に該当する施設がない場合、あるいは保育所などを利用している子どもが保護者の就労状況の変化があった場合。

こういったものが考えられるかと思えますが、こういったケースにつきましても教育標準時間認定を受けて、特例施設型給付あるいは特例地域型保育給付の対象とするということを考えていく必要があるかと思えます。その際、やはりこのように保育所については保育認定がこの利用の前提になっているということ。教育標準時間認定の子どもについては、幼稚園あるいは認定こども園によって提供体制を確保することが必要ということ。こういった要素を考えながら検討いただく必要があるかと思えます。

続きまして、3番の離島でございます。離島その他の地域の特例給付でございますが、こちらについてはどういった地域をその対象として認定をするかという線の引き方を考えていく必要があるということでございます。

最後に、その他でございます。本日お示ししておりますもの以外に、この公定価格を一度定めた後、改定の時期をどう考えていくか。物価等の変動を踏まえて額の改定を行っていく際の改定ルールを検討していく必要があるかと思えます。

同時に公定価格の表示方法につきまして、先ほどご覧いただきました介護報酬などの中では単位という表示のされ方がされております。また、医療保険の制度の中では、点数という形で表示されております。それに対しまして、現在の子どもの制度の中では、円の表

示になっております。こういったものにつきまして、それぞれの長所・短所がございますので、そういったものを考慮しながら、今後検討していただく必要があるかと思えます。

59～60 ページにかけましては、前回の部会におきまして、北條委員から施設型給付と委託費の関係についてお尋ねがございましたので、それについての説明でございます。ここにございますように、関連3法での国会での修正の結果、市町村の確認を受けた私立保育所、これは当然、特定教育・保育施設という形で市町村のほうから確認を受けていることが前提でございますけれども、それに対しましては、支援法附則第6条の規定によりまして、施設型給付費ではなく、委託費として支払うこととされたわけでございます。この場合におきましても、支援法第27条第3項の規定により算定した費用の額を委託費として支払うこととされております。なお、応諾義務や運営基準の遵守といった点につきましては、ほかの施設・事業との違いはございませんので、それぞれ条文の上での確認をしていただければと思えます。

大変長くなりましたが、以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問をいただきたいと思えます。皆様方、ざっと挙手をさせていただきますか。ありがとうございます。

それでは、宮下委員からでよろしいですか。

○宮下委員 ありがとうございます。全国幼児教育研究協会の宮下です。

まず、公定価格についてでございます。3～6ページにかけて記載されております基本理念を反映するような公定価格を設定することによって、真に良質な教育・保育が実現されていくと考えます。

また、施設型給付については、認定こども園、幼稚園、保育所に対する共通の給付制度として創立されていることからしますと、認定こども園、幼稚園、保育所との間で整合性のある給付、利用者負担となるような公定価格を設定するべきだと思います。

7ページ、検討スケジュールについてでございます。具体的な公定価格と利用者負担が決まらなければ、幼稚園側としては今後どのような施設を選択すべきか判断ができないと考えているところも多いと思えます。このような意味からも公定価格についての十分な協議をした上、できるだけ速やかな決定ができるようなスケジュールにしていきたいと思えます。

また、ここに書かれておりますスケジュールに沿って申し上げますと、幼稚園側にとって、ちょうど園児募集の時期がかかわってきます。そして、園児募集だけではなく、在園児の保護者に対して、施設が変わるという説明も大事になります。そういう意味で混乱を起こすことが非常に多いと思えますので、スケジュールについてはご検討いただきたいと考えます。

19ページ、職員1人当たりの給与月額が、幼稚園・保育所ともに公立に比べて私立のほうが非常に安く、幼稚園教諭、保育士が民間のほかの職種と比べましても低いといった結

果から、ぜひとも処遇が改善されるような公定価格の設定にしてほしいと願っています。処遇改善をすることは保育者の質の向上や定着確保につながると同時に、それが結果的には教育・保育の質の向上につながると考えています。

28 ページ、検討の視点の※のところ、「教育標準時間設定を受ける子どもについては」という説明がありますが、私だけがわからないのか、わからないのですけれども、このことについて、今日でなくて結構ですので、また日を改めて具体的に細かい説明をしていただけるとありがたいと思います。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、北條委員、お願いします。

○北條委員 ありがとうございます。約束どおり御説明をいただいたのでございますが、そのことはありがたいのですが、3行ほど読み上げられたからといって何かがあったかという全く何もわかりませんので、改めてお尋ねをいたします。

1つは、この資料の2ページに書いてあります事柄です。このことと前にも申しましたように机上の参考資料になっております「子ども・子育て関連3法について」の7ページ、施設型給付というポンチ絵で説明されておるところに※で「私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁」としていると、こういうふうに書かれておって、幼稚園のほうは一部が施設型給付の点線からはみ出しております。このはみ出している部分が私学助成及び就園奨励費で運営する今のままの幼稚園だという説明は承っております。

その一方で、施設型給付を受けずに委託費を受ける私立保育所が施設型給付の中にとどまり続けるということの合理的な意味を御説明いただきたいのでありますが、なぜそういう仕組みになっているのか。法律にこういうふうに書いてありますよという説明にはならないわけですから、なぜこういう不合理なことが起こっているのかということをご教示いただきたいと思います。

ちなみに2ページの絵が同じ構造だということでもありますけれども、施設型給付のほうで施設型給付費の当たるところは、これは明確に個人給付であります。対しまして、右側の委託費とされている部分の公費負担額の部分は個人給付ではないわけですので、これが構造的には同じだというのは誰も納得できないと思います。

こういう説明が可能であるならば、私学助成によって運営されている私立幼稚園についても公費負担額と利用者負担額があるわけでありますから、これをもって施設型給付の体系の中にあるのだという、そういう制度設計だって不可能ではないはずであります。これは幼稚園側から見て容認しがたい重大な不公平な取り扱いでありますので、ぜひ改善をお願いしたいと思います。

ちなみにせっかく机上資料を開けていただきましたので、机上資料の2ページの欄外の「※「学校教育」とは学校教育法に位置づけられる小学校就学前の子どもを対象とする教

育を言い、「保育」とは児童福祉法に位置づけられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。」ということで説明がされておりまして、これは4月に配付されて以来、6カ月間、何の修正も施されずにこのままであります。これでよろしいのかどうか確認をさせていただきたいと思います。

次に、いろいろなところで基本制度が引用されております。基本制度につきましては、これは前提とはしない、参考だということで了解いたします。ただ、今回3ページの(4)で24年3月2日の「少子化社会対策会議決定」が相当長い文章で引用されております。これについては、この会議での位置づけを承っておりませんので、どういう位置づけであるのかをお教えいただきたいと思います。

この資料の中では至るところで「保育必要量」という言葉が出てまいります。この保育必要量が私どもには理解できていないのでございます。多くの委員の方も理解できていないと思います。保育所の関係者の方は当然おわかりのことだろうと思いますが、わかりませんので20条の第3項に規定があるというわけですが、読んでも何を言っているのかわかりませんので、普通の国民がわかるような御説明をいただきたいと思います。なお、「保育の必要量」という言葉と「保育必要量」という言葉が2種類出てまいります。同じものなのかも御確認をいただきたいと思います。

もう一つ、「認定区分別」という言葉もたびたび出てまいります。これがやはり定義がはっきりしておりません。19条中に認定区分という言葉はないと思われまので、なぜこの認定区分という言葉を使うのか。使うのであれば、その定義を明確にしていきたいと思っております。

14ページ以降に実態調査がございます。大変細かくお示しいただきまして、ありがとうございます。まだ精査しておらないのでございますが、私どもの団体、全日本私立幼稚園連合会におきましては、4,300ほどのサンプルで経営実態調査を行っております。まだ収支状況しか見ておりませんので、全体はそんなに違いはないのだと思いますが、少なくとも収支状況では、私立幼稚園は過去数年にわたって単年度決算は赤字決算が続いておると認識しておりますので、ここで示されたものよりも幼稚園の経営状況はなお厳しいということを一応申し上げ、また精査が終わりましたら意見を申し上げていきたいと思っております。

次に、宮下委員が指摘されました28ページの※のところは、これも誰にでもわかるような説明をお願いしたいと思います。支援法附則9条は読んでも誰もわかりません。ぜひお願いいたします。

32ページであります。これは私も前に指摘いたしました。秋田先生も前に御指摘になったと記憶しておりますが、11時間開所時間に相当というところで、これは11時間保育があたかもそれでいいんだよ、というような規定にならないように、あくまでも保育時間は8時間を原則とするというところを厳守していただきたいと強く要望いたします。

46ページ、これはここでの問題では恐らくないと思いますが、休日保育、早朝保育、夜

間保育等について、あるいは前に病児保育とかも問題になりましたが、必要な限度においてしっかり対応することに賛成でございます。しかし、これをいたずらに数値目標を設けて野放図に拡大することには絶対に反対でございますので、十分な御配慮をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。御質問は後でよろしく申し上げます。

それでは、古渡委員、お願いします。

○古渡委員 全国認定こども園協会の古渡です。

今、橋本課長から大変丁寧に公定価格の方向性並びに考え方を御説明いただき、ありがとうございます。当協会としまして、今お話できる観点でお話しますと、52ページの特例給付に関する検討の視点という観点で1点だけお話をさせていただければと思います。

各項目に「認定区分に対応する施設がない場合」という言葉が必ず入っております。このない場合というのはいつまで、例えば27年度にスタートして、いつまでない場合と考えるのか。もちろん子どもも1号認定、2号認定、3号認定と各市町村で決まっていくと思うのですが、対応できる施設として、どういうふうにしていくのかという意味では、今回の制度上は必要ではないかなと考えております。

そういう意味では、ずっと「ない場合」で行ってしまうのか、ある程度の期限をつけて移行をお願いしていくのかという観点が残るのではないかと思ったものですから、発言させていただきました。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、溜川委員、どうぞ。

○溜川委員 全国認定こども園連絡協議会の溜川でございます。

2つばかりお話をさせていただきます。まず第1に、今、示されました公定価格のいろいろな区分について、基本的に妥当なものであると考えております。なお、その中で職員配置基準に関連して申し上げたいと思っております。給付のことですが、認定こども園については、いわゆる現在の保育所の運営費の単価よりも高い表になるようになってしかるべきだと考えております。それは具体的に申し上げますが、職員の処遇改善に充当できる内容に加えまして、給付にいわゆる事務に関する人件費を加算措置ではなくて基本部分に組み入れていただけないだろうかという提案でございます。

その理由を申し上げます。第1に、認定こども園は直接保護者の保育申込の受付をしたり、あるいは源泉徴収票や確定申告の写しなど、個人情報として大きなものを取り扱っております。その保管等においてはかなり気を遣うものでございます。

そして、そのような情報管理の厳しさというものが各施設に求められているということがまず第1点。

第2点として、定員規模にかかわりますが、今、御説明いただきましたように、認定こども園、つまり幼保連携型認定こども園は一般的に定員規模が大きくなるということが当然に予想されます。定員規模が大きくなりますと、いわゆる給付の刻みが現在171人以上という枠について、さらに細区分化されていくだろうと予想されます。幼稚園の先ほどの表を見ましても600人とか800人とか、そのような大きなものもある実態から見まして、その刻みがある程度大きくなるのはしょうがないにしても、いわゆる単価は相対的に低くなっていくことが考えられます。そうしますと、職員だとか園児の管理業務量が大きくなるにもかかわらず、いわゆる単価的には低くなるというような状態が出てきまして、それについて補完される必要があると考えています。

3つ目に、いわゆる高い水準の教育・保育というものがこの場においても求められています。それをしていくということが求められていることとともに、職員資格につきましても幼稚園教諭と保育士資格の両方と言われる保育教諭という資格を今後しっかりとっていかなければならないというようなことで、職員のレベルも高いものが求められている仕組みがここに含まれているからでございます。

第4点目として、もし現行の保育所と同じような単価表になった場合に、認定こども園として今まで申し上げたようなものが求められる施設でありながらも、移行するメリットが少ないものと思われれます。また、現実問題として移行する、特に幼稚園のほうから認定こども園のほうに移行するということが今回どうしても大きな部分を占めると思われれますが、その移行が進みにくいのではないかと思われれます。それでは新制度の目的に反するのではないかと考えるからであります。

次に2点目に移りますが、これは現時点においては要望ということとどめさせていただきますが、この区分の中に地域区分という区分が示されております。地域区分を設けることについては賛成ではございますし、現行いろいろな権威の中で国家公務員の皆様の人事院の等級が使われているというのも、現行の中では現実的なものであると承知はしております。

ただし、実際問題その等級を拝見いたしますと、たまたま私が暮らしております千葉県の場合を見ましても、なぜこの町が2級地なんですかということ。千葉県を言うと千葉市を筆頭に通常、人口規模で申し上げれば、船橋、市川、松戸、柏というような五大都市がございすけれども、そういったものと比べましても2級地に含まれているような都市がなぜ2級で、例えば5番目の人口規模で現在、東京大学の柏キャンパスなどがある柏市が5級地なのではないかという素朴な疑問が生じます。これは人事院が決めることだという説明がございましたので、それはそこに委ねるしかございせんが、より現実的な地域区分がいずれ反映できるようなものを考え出していきたいという思いがありましたので、2点目としては、そういった思いを述べさせていただきました。

以上です。

○無藤部会長　ありがとうございました。

それでは、高橋委員、お願いします。

○高橋委員 ありがとうございます。日本労働組合総連合会の高橋でございます。

初めての参加ですけれども、これまでの経過については説明を受けてきましたので、ここで意見を述べさせていただきます。

公定価格についての議論が始まったということで、これについては子どもの最善の利益を守るための根幹をなすものだと受け止めており、最も重要な課題であると認識しております。これまでのこの会議においては、まさしくチルドレンファーストの基本的な考え方のもと、子育ての社会化という視点については皆さんが一致をしていると認識しておりますし、その裏づけとなる重要な議論だと受け止めています。その上で3点ほど意見を申し述べたいと思います。

20ページの「公定価格の設定に当たっての基本的な考え方」についてです。まず、質の確保・向上が強調されておりますし、この考え方はこの会議の共通認識でもありますし、国会においてもこの間、議論をされてきたという経緯がございます。この質を担保するというのは、施設基準と同時に質の高い人材の確保にあると考えます。質の高い保育の担保は人件費などの処遇の改善であるととらえています。

しかしながら、18ページ、先ほど御説明いただきました保育士の給与月額を見ますと、資格職であるにもかかわらず、非常に低いままに据え置かれているというところがございます。保育士不足は既に全国で始まっているわけですけれども、潜在保育士の掘り起こしと離職防止の取り組みなどが必要だと考えております。

そのような意味でも公定価格の設定に当たっては、政策的な配慮が可能な個別費目の積み上げ、つまり20ページの例1にお示しされております個別費目の積み上げ方式が望ましいのではないかと考えます。さらに言えば、人件費部分を明示しているにもかかわらず、大幅に人件費水準が低い場合は労働法令の遵守とともに監査の対象とすべきではないかと考えます。包括的な報酬体系では、個別の人件費が明示できないのは介護保険制度でも明らかになっています。処遇改善交付金や加算で改善を進めていますけれども、残念ながらこれは例外的とされ、不安定なものとなっていることにも留意すべきだと思います。

現行の保育所については、市町村の地方単独事業によって民間保育所職員の給与加算や保育料の軽減、職員の加配などが行われていますが、公定価格の設定に当たっては、このような市町村独自の事業と連続性があるような仕組みとすべきだと考えています。

2つ目ですけれども、配置基準についてです。31ページの配置基準について、3歳児を中心として職員配置等の見直しが明記されていますが、これについてはぜひとも推進すべきであると考えます。加えて、現場からは乳児の配置基準の改善を求める意見も多くあります。例えば災害が発生した場合に乳児を抱え逃げる場合は2人が限界でありますし、市町村の単独事業によって配置基準が改善されているところも多いのではないかと聞いています。

3点目は、公立施設の財源についてです。公立施設の財源は市町村の一般財源のままと

されていますが、公定価格の考え方を踏まえて、公立施設の運営に当たってもしっかりと財源が確保されるよう、関係省庁や地方団体との意思疎通をする必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 全国保育協議会の佐藤です。

公定価格を定めるに当たっては、まずはどの子どもにも保育等が届くよう生活の質と、保育等の量をしっかり担保した設定が必要だと思います。

その上で、設定に当たっては3歳児を中心とした配置基準の見直しと、短時間利用の認定を受けた子どもを受け入れる場合においても安定的に運営ができるような仕組みを、この設定に入れていただきたい。

さらに、資料 10 ページに公定価格の基本額のイメージがありますが、基本額は施設の類型によって差はつけるべきではないと思います。

また、20 ページの公定価格の設定に当たっては次のようなことが考えられるのではないかと思います。給付額の算定例に、個別費目の積み上げ方式と包括的な報酬体系が示されています。例えば人件費等については、積み上げ方式が経験年数に応じて加算や改善、政策的な上乘せが実施しやすくなりますが、事業費や管理費等は、直接反映されにくい。

一方、包括的な報酬体系では、人件費等の政策的な対応は見にくくなるが、事業費や管理費等は、ある程度見える仕組みとなっているので、それぞれの特徴や留意点を反映させる算定方式を採用するような知恵がだせないものかと感じました。

46 ページの各種加算等（1）の概要では、「職員の常勤、非常勤の別、経験年数等については公定価格への反映を検討する。」との記載がありますが、ぜひこれらが反映するような公定価格にすべきだと思います。

また、（2）現状加算について、数十年前に設定されたものがあり、現在の実情と合わなくなっているものもあります。例えば、私は青森に存在しており、除雪費加算があります。しかし市町村の合併などがあり、同じ市内で同じように雪が降りながら、豪雪地帯として除雪費が加算されているところとないところが現実に存在しています。この機会にこれらの見直しを考慮していただければと思います。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、坂崎委員、お願いします。

○坂崎委員 日本保育協会の坂崎です。

基本的な考え方を簡潔に述べたいと思います。まず、2 ページ目です。今回、保育所におきましては委託費ということで昨年の子ども関連3法が通るときに決まりました。基本的には、考え方が個人給付にあるのだと思いますけれども、保育所が現在、委託費として行われていること、そのことを遵守して、現行と差異がないように行ってほしいと思いま

す。

次は、10 ページをお願いします。10 ページの考え方は、今、佐藤委員からお話がありましたけれども、基本分につきましては、どこを加算分としていくのかということが大きな焦点になろうかと思えます。施設の類型によって差異がない、基本的な単価を設定することによって、加算のことがきちんと整理されるのではないかと考えております。

31 ページ、検討の視点のところは3歳児の質の改善がありました。このことにつきましては、いろいろなところから要望があるわけございまして、処遇改善、質の向上という意味からも、この3歳児を改善していくということが公定価格の基本分にきちんと入って行われていくことが望ましいのではないかと考えております。

47 ページ、加算の中で減算という言葉が保育所では今までなかったことであります。定員を恒常的に上回っている場合、減算の考え方というものが検討されています。

16 ページに私立の保育所の定員が94人で、現行として102人は入って、8人ほどが多いという数字が出ています。私たちは平成10年からこの仕組みになったときから、私立の保育所は相当、子どもたちの入所の希望をかなえるように、一生懸命取り組んできたわけです。取り組んできて現行入所数220万人を超えており、私立の保育所に至りましては公立の保育所設置数を上回る数になっているわけです。

このような形の中でこれらのことが定員を超えて入れていることが悪にとらえられたりするのとは心外です。逆に減算されるような仕組みになっていくことによって、結果的に3歳未満を含めてたくさんのお子どもたちを施設の類型の中できちんと保育・教育をしていくことが損なわれることがないようによろしくお願いをしたいと思います。

最後になりますけれども、公定価格の論議につきましては、20 ページにどのような形で行うのか。積み上げ方式で行うのか、包括方式で行うのか。そういうことの論議をきちんと早めに決めて行わないと、その基本形によって公定価格そのものの持っている考え方も随分変わってくると思えますので、20 ページのことについても慎重な論議をよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、榊原委員、お願いします。

○榊原委員 3点申し上げます。

施設類型で公定価格に差をつけるべきかということが争点の1つになろうかと思えます。私たちの取材活動でもいつもお世話になっており、一目も二目も置いている保育園の先生方は差をつけるべきではないとおっしゃっておられるので大変申し上げにくいのですが、消費税増税という今回の新制度全体に国民の協力を得て改革を行っていく中では、一体何が変わるのか。どう充実向上するのかということが全国民から注目されているということを私たちは意識して議論をする必要があると思っております。

その場合に現在の公費負担の水準を念頭に処遇改善等の質の改善とセットで議論してい

く必要があると検討の視点としてセットしていただいているところに私は賛成ですが、そこにさらに質の改善と機能の向上とセットで議論をしていくという、その機能の向上という視点も入れる必要があるのではないかと考えています。

機能の向上とは一体何を指すのか。もう 10 年以上前から認定こども園の制度ができたころから利用者側、地方を中心に自治体側から幼保を一体で運営してくれるようなハイブリットな施設が欲しいというニーズがずっと明確になっていました。その中で今回さらに一体化を進めた新しい類型をつくらうとしているわけです。

一体それで何が機能向上になるのかというと、新しい施設が 1 つできるというだけではなくて、旧来の施設類型の中で子どもと親があっちに行ったり、こっちに行ったり、つまり働き方が変わったり、離婚したり、再婚したりという家庭側の事情が変わるたびに子どもが難民化しなければいけなかったような現在の状況を克服していこうという意味で、新しい高い機能を持った施設をつくらうというのが 1 つのポイントだと思っています。

旧来の施設の類型を超えて新しいチャレンジをしていただく施設に対しては、やはりそれなりの評価というものが必要なのではないかと。さらにそこに入ってきていただく人たちを応援していくことが何らかの制度の中に見えるようにすることが必要なのではないかと考えています。

もう一つ、その機能の向上として忘れてならないのは、施設に恒常的に通ってくる子どもだけではなく、地域の全ての子どもへの視点を持った支援も担っていただくという新たな機能を持ってもらう。そこも応援していく必要がある。そういう意味で新しいハイブリットの施設に対しての応援というものをぜひ明確にしていきたいと考えております。

意見の 2 つ目が 20 ページ目のところで、個別費目の積み上げ方式か包括的な報酬体系化というところなんです。連合の高橋委員がおっしゃったのと同じ意味に、私も人件費の政策的な対応が見えにくくなるのはまずいと。せっき保育の質につながる人件費処遇を大事にしていこうということが検討されているわけですから、これは例 1 の取り組みのほうがいいのではないかと考えます。

もう一つが 46 ページ目のところなんです。何人かの委員がおっしゃったように、加算の中では学校教育・保育の質に直接かかわる職員の常勤・非常勤の別や経験年数については公定価格への反映を検討するという事は、ぜひやっていく必要があると考えます。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、清原委員。

○清原委員 ありがとうございます。全国市長会、三鷹市長の清原です。

本日はいよいよ本格的に「公定価格」についての議論が始まるに際しまして、非常に詳細な資料をおまとめいただき、まず感謝を申し上げます。これから本格的な議論が始まる前に、市の立場から大きく 6 つの点について意見を申し上げます。

1点目は、2ページ以降、公定価格の概要、基本理念等をまとめていただいておりますが、「公定価格の設定に当たっては、少子化社会対策会議決定の考え方の基本であります現行の保育単価に準じて、子どもの年齢及び人数に対応した給付を基本として、施設規模、地域別の人件費等の違いを考慮した単価設定を行う」という方向性については、一定の妥当性を持っているものと理解しています。

また、「支払い方法については、新制度の標準的な教育時間や保育の必要量に関する区分に応じた単価区分を設けて、現行同様、各月の初日の在籍児童数を基本として毎月給付する」ということが示されておりますが、これも現実的な方向性だと思います。

その際には、5ページに列挙されております国会での附帯決議が再確認されるということは私も重要だと思います。すなわち「認証保育所等、既存の認可外保育施設からの移行や質の改善に向けたインセンティブのある単価設定とすること。短時間利用認定児を受け入れる場合への配慮をすること。また、現行の幼稚園と保育所の利用者負担の水準を踏まえた両者の整合性を確保すること」です。これは大変難しいことですが、これをこの議論の中で深められたらと考えています。

そこで7ページ以降の検討スケジュールでございますが、これについてはまずは「制度、サービスの利用者の視点」からは、「入園の説明や募集あるいは調整等の日程との関係も留意する必要」がありますし、「市の立場、町村の立場」も含めて申し上げますと、「公定価格の具体的な骨格案は経営実態調査を分析した上で、都道府県を含めた財政支援の枠組みとの関連性が重要」です。すなわち都道府県と市町村とのスケジュール調整をやはり踏まえていただきませんと、国からいきなり市町村にと、いろいろなことが来るわけではなく、広域の都道府県と市町村との関係が実務的にはございますので、そのあたりを日程の中でしっかり入れていただければ、利用者の皆様にもわかりやすいと思います。

3点目、「公定価格の検討に当たって」ということで9ページ以降、整理されている点ですが、現行の基本保育時間を8時間とする単価設定では、保護者の需要に対応できない部分に対して、これまで市町村や都道府県がさまざまな上乘せ検討を行ってきました。こういう実態から、「新制度の保育標準時間が11時間となること」を踏まえまして、「ナショナルミニマム」について、この表現がいいかどうかは不安ですが、言わば「ベースアップ」を実施するとともに、都道府県との役割分担も含めまして、市町村にはぜひ、さらなる負担増が発生しないような配慮も要望しておきたいと思っております。

具体的には、「長時間保育事業への対応」、「社会的養護の充実」、「地域型保育給付の創設」に伴う「量的な拡充」及び「保育士の処遇改善」、また、「3歳児だけではなく、1歳児、1：5や4～5歳児、1：25も含めた配置基準の見直し」等による「保育の質の改善」などについて、どう反映するかということが課題になってくると思います。

4点目、11ページ以降、経営実態調査（収支状況等）について整理をしていただきました。今回、概要について、さらに明らかになりましたけれども、これら統計処理をした分析結果を制度の施行に向けた基礎資料として有効に活用することによって、現行制度から

の円滑な移行ということを念頭に置いていただければと思います。

5点目です。検討の視点の1、17ページ以降に「収支状況等について」、まとめていただきました。これは経営実態調査の結果等をもとに整理していただいたわけですが、現行制度下の収支の状況等で、幼稚園と保育所の収支の状況から見ますと、それぞれ一定の収益も見られ、現行の公費負担の水準は総額としてはバランスを維持しているように見えますけれども、さらに細かく見ますと、「収入支出に占める国基準との経費と市の単独助成の状況」及び「国庫負担金、都道府県負担金及び市の一般財源の割合」を分析する必要もあると考えています。

特に職員1人当たりの給与月額から見ますと、幼稚園教諭、保育士については民間のほかの職種と比較して相対的に低い傾向が見られます。そこで本日、事務局では19ページの検討の視点のところで「処遇改善の質の問題とセットで議論すべきである」と指摘されたのは妥当であると賛同をいたします。

最後に6点目、20ページにあります公定価格の設定に当たっての基本的考え方の出発点。例1として「個別費目の積み上げ方式」、例2として「包括的な報酬体系」を整理していただき、その特徴と留意点をまとめていただきました。本当にこれは出発点に重要な基本的な考え方の整理ですが、どちらを相対的によいものと判断するかというのが難しい点もございます。

これから本格的な議論になるわけですが、1つの考え方として、原則としては現行の保育所運営費等で採用されている「個別費目の積み上げ方式」が有用だとは思いますが、これまでの私学助成の仕組みもございましたので、これらを総合的に判断しながら「包括的な仕組みの導入」も検討しなければならないと思います。ですから、これは「どちらか1つを選ぶ」のか、「少し折衷的な形」になるのか、このあたりはまだまだ出発点でございまして、一定の結論はもう少し先に延ばすべきと思いますけれども、まずはこのような整理をしていただいたことに感謝します。

なお、これは余り今の場面で私が述べると長くなるのであれですが、地域手当については市によっても町村によってもさまざまな考えがあるということだけつけ加えておきます。

以上です。よろしく申し上げます。

○無藤部会長 ありがとうございました。

それでは、橘原委員、お願いします。

○橘原委員 公定価格の今回の検討につきまして、2点述べさせていただきます。

1点は、基本理念のことです。児童福祉法に基づく保育における教育と認定こども園法における学校教育とは、制度上の違いはありましても、実質的な差はないと思っていますところ。

また、子どもの処遇についても、私はどちらをとりましても何ら変わる場所はないと考えられるところから、新たな幼保連携型認定こども園等と現行の保育所との間に職員体制や保育単価に格差をつけないようにすべきと考えております。

先ほどから各委員から指摘された公的価格の設定につきましては、個別費目の積み上げ方式とするのか、包括的な報酬体系とするか、また、その両方を組み込んだ方式とするかを議論しなければ、公定価格の検討を進めていくことができないのではないかと考えているところです。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、井奥代理人、お願いします。

○井奥代理人 知事会としての公定価格についての基本的な考え方を申し上げさせていただきます。公定価格の議論につきましては、平成 27 年度からスタートする新制度のもとの保育所、幼稚園、認定こども園の運営体制を決定づける重要な内容であり、しっかりとした議論を進めていく必要があるものと考えております。

先ほど説明がありました資料の 18～19 ページでございますように、幼稚園教諭、保育士等の給与については、民間の他の職種と比べて非常に低く、公立に比較して民間のほうが低いという傾向があり、こうした賃金の実態が保育士の離職率を高め、その結果として人材の確保を困難にしているという実態があると思います。

今後、安定かつ良質な保育・幼児教育を提供していくためには、消費増税分の少子化対策分に充当する分、具体的には子ども・子育て支援新制度になると思いますが、そこに留意した上で保育士、幼稚園教諭等の処遇の改善につながる公定価格となりますよう十分な検討。また、あわせて先ほど来お話がありますように、現場での制度スタートに当たって混乱を来すことのないような十分なスケジュール感をもって、ぜひ検討作業をお願いしたいという意見になっております。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

荒木委員、お願いします。

○荒木委員 全国国公立幼稚園長会の荒木です。ありがとうございます。

今回多くの実態調査の資料を出してくださったことで大変わかりやすい説明を受けたと思っております。その中で 1 つは給与のことですが、もう皆さんがお話しですが、18 ページ、19 ページのあたりでございます。幼稚園教諭、保育士について、民間のほかの職種に対して比較的低い傾向であることが資料としてわかったということもあり、やはり処遇改善が質につながるということで、ここを議論していくことは大変重要なことだと思っております。

20 ページのところでも、積み上げ方式ということにして人件費の確保がされることもそこにつながると思いますが、皆さんの御意見のように、いいところをうまく折衷案ができたらいいなとも感じております。

31 ページの検討の視点の真ん中のところに、幼稚園に職員の配置基準がないということが出ております。ここでやはり人件費や人を確保するという意味でも保育所に合わせなが

ら年齢区分をしっかりと持っていくということも必要かと思えます。

あわせて46ページの(1)の一番下の小さなところに書いてございます「職員の常勤・非常勤の別、経験年数等については、公定価格への反映を検討する。」ということで加算のことが出ていることも給与につながると思えます。全てがそういうところで質の改善がされることによって優秀な人材が確保されるということで、内容の質も確保されると思われ

ます。もう一つは、56ページです。特例給付のことですけれども、一番下の検討の視点、幼稚園というものは保育認定の有無にかかわらず、希望すれば誰でも入園できる性格の施設であるということが書かれております。ぜひ2号認定を受けたお子さんでも幼稚園に通いたいというようなお子さんもいると思えますので、それを排除するようなことがないようにしていただけたらと思えます。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、秋田委員、お願いします。

○秋田委員 東京大学の秋田です。

公定価格を議論する上でも、私は5ページ目にあります質の改善ということを考えていくときの優先順位というものをつけながら、やはり考えていくことが重要だろうと思っております。5ページ目にあります職員配置をまずは充実する。それから当然のことながら、処遇の改善など、そうしたことを順次実現を図る。また、職員の定着・確保を図るため、キャリアアップの仕組みと合わせた処遇の仕組みを検討していくということとともに、こうした問題が考えられるということが重要であろうと思えます。

そこで、今日大きく20ページで公定価格の設定に当たっての基本的な考え方というものが出されまして、何名もの委員の方が言っておられますように、やはり人件費につきましては従来からの保育所運営費等でやられてきたような個別費目の積み上げ方式をとるけれども、事業費、管理費等については包括的な報酬体系をとるという方法がよいと思えます。この保育・幼児教育ならではの体系というものを明確にして質の改善を図っていくことが、公費が投入されますので、一般の人たちにもわかりやすい仕組みをつくるということがとても重要であろうと思えます。

そのときに先ほどから何名も委員が言われていますけれども、その制度にかかわらず、全ての子どもが同じような形ができるというためには、例えば先ほど荒木委員からも出ました31ページですけれども、教育標準時間認定を受ける子どもには、幼稚園には職員の配置基準という考え方がないわけです。一方で保育所にはあるわけですけれども、今後やはり職員配置基準というものの実態を考えながら、また、公定価格の設定に当たっての職員数の考え方と保育所の在り方を参考にしながら、今後、幼稚園の算定に関連しても年齢区分の取り扱いなど、3歳児を中心にして考えていくような像を描くことが、今後重要なことになってくるのではないかと考えております。

本日出されている中で大変小さな点のように見えますが、33 ページのところに経営実態調査からの保育短時間認定を受ける子どもについては、子どもの利用時間とは別途、職員の勤務の状況等にも配慮する必要があるということが書かれております。短時間認定であったとしても施設が円滑に運営できる。また、幼稚園のほうでは研修が認められていますけれども、保育所のほうにはそうした子どものいる時間イコール勤務時間という発想がありますが、質の改善を考えていくためには、職員の実際の勤務状況を加味した今後の観点という検討が必要であろうと考えております。

同様の点で 46 ページでありますけれども、私はこの加算等について保育所について詳しくわかっていないので違っていたら申しわけないのですが、現状では⑨の主任保育士専任加算や⑩保育所事務職雇上費はいわゆる加算として考えられています。だが、基本的な構造の中に本来的には入るべきものなのではないだろうか。また、幼稚園の場合には事務の方の加算というものが従来ないと思いますけれども、こうした加算を職員の問題として考えていくことが必要なのではないかと、私はここは加算がいいのか、基本の構造の中に基本部分に入れるべきなのかということの詳細はわかっておりませんが、やはり主任保育士というような人ができて、さらに代替の保育士が入るといったような形で全体のリーダーシップを図れる人たちを育成し、キャリアを上げていくということが質の改善においては必要であろうと考えます。

最後です。56 ページ目ですけれども、乳幼児期には親が共働きであったとしても、多様な選択肢を残すことが小学校以上の義務教育とは違った独自の観点になっています。その意味では、共働きで幼稚園を利用するというような希望を行った人についても、認定というよりは教育標準時間認定を受けて施設型給付の対象となるというような、やはり特例を認めていくというようなことも必要になってくるのではないかと判断をいたします。

細かなことは申し上げませんが、随分規模が全国で違うということもわかりましたが、小規模のところ为新制度で現在の運営に困難にならないような価格のあり方を考えていたきたいと思います。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、御質問がありましたので、よろしく申し上げます。

○橋本保育課長 それでは、古渡委員から 52 ページにございます、施設がない場合は何か期限を切るのだろうかという御質問がございました。この特例給付の中で想定しておりますものとして、特段期限を切るという考え方はないわけでございますけれども、既にもう親会議のほうで御議論をいただきました基本指針の中にも書かれてございますように、市町村それぞれの事業計画を立てていただく中で、特例給付という形よりも特例給付でないほうの本来の給付。これに相当する形で、それぞれの基盤整備を着実に進めていただくという方向での計画づくりをして、それを実施に移していただくということが本来の姿だと思っております。そういったこととの兼ね合いの中で、子どもたちが行き場を失うということが

ないようにするための特例給付でございますので、そういった趣旨で御理解をいただければと思います。

北條委員のほうから御質問をいただきました件でございます。もう一度 59～60 ページを開いていただきたいと思います。附則 6 条のところをもう一回、条文を即してご覧いただきますと、市町村は児童福祉法 24 条 1 項の規定によります保育を行うため、当分の間、特定保育所と書いてございますが、確認を受けた保育所でございます。こちらで保育を受けた場合の費用について、1 カ月につき、第 27 条第 3 項第 1 号の規定する特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して、内閣総理が定める基準により算定した費用の額を当該特定保育所に委託して支払うものとなっております。

その下に第 27 条の条文を引用しておりますが、27 条の第 3 項 1 号のところ、まさに今ここで御議論をいただいております施設型給付についての条文でございます。この施設型給付の額はこの 1 号に掲げている額から 2 号に掲げる額を引いた額、控除した額というのが施設型給付だということが書いてあります。

1 号に書いてあるのは、先ほど来、御説明していることと関連いたしますが、第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、つまりこれが認定区分のことでございます。それから、保育必要量、当該特定教育・保育施設の所在する地域等を勘案して算定される特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して、内閣総理大臣が定める基準より算定した費用の額。これがすなわち公定価格でございます。

2 号に書いてありますのが、それぞれの世帯の所得の状況その他を勘案して市町村が定める額。つまり、これが利用者負担でございます。公定価格から利用者負担を控除した額、それがすなわち施設型給付であるということが、この資料の 2 ページにございますけれども、この全体としての公定価格から利用者負担額を引いた黄色の部分の部分が施設型給付費であるということの構造が 27 条の 3 項に書いてございます。

先ほどご覧いただきました附則 6 条は、この 27 条 3 項第 1 号の規定する通常費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準より算定した費用の額。つまり、この 27 条 3 項の 1 号に書いてある公定価格そのものを引用いたしまして、それを当該特定保育所に委託費として支払うものとするとなっているわけでございます。それがこの 2 ページのところにご覧いただきました、公定価格そのものの部分を委託費として支払うということでございます。利用者負担は、この場合には市町村と利用者との契約という形での制度でございますので、市町村が徴収いたします。

つまり、こういった形で同じ考え方に基づく費用の額を公定価格として定め、それをある場合には施設型給付という形で支給をし、ある場合には委託費という形でお支払いをするということによって基本的な構造に差がないということをお願いいたします。

なぜこういった形になったのかということについての御質問ございました。これはもう十分御承知のことかと思いますが、国会での修正の過程の中でこういった形に修正がなされたわけでございます。昨年 6 月 15 日に社会保障・税一体改革に関する確認書が自由

民主党と公明党と民主党の3党の間で確認をされております。この中で、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付、施設型給付及び小規模保育等への給付、地域型給付を創設し、市町村の確認を得たこれらの施設事業について財政支援を行う。

ただし、市町村は児童福祉法第24条にのっとって保育の実施義務を引き続き担うことに基づく措置として、民間保育所については現行どおり市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする。こういうふうな条項がございます。これを受けて、議員修正の形でなされた条文でございます。

机上配付の資料の2ページの脚注についてのお尋ねがございました。どの場面で学校教育と言ひ、どの場面で保育と言うか。それぞれ厳密に考えていけば、いろいろとまた違いもあるかと思ひますけれども、学校教育と言ったときに、ここでは学校教育法と書いてございますが、もちろん認定こども園法も含めてのものでございますし、全体として教育基本法にのっとった考え方をこのところで対象にしているものと考えております。

資料の中の4ページにつきまして、基本制度の引用がなぜたくさんあるのかというお尋ねがございましたけれども、昨年3月2日に少子化社会対策会議決定されたものの中で、今後御議論いただく公定価格にかかわるものをピックアップした結果、これだけあったということ、それ以上でも以下でもございません。

保育の必要量との関係につきましては、これは親会議のほうの保育認定の中で、保育標準時間認定、保育短時間認定ということをお尋ねいただいておりますが、それを指しております。

認定区分につきましては、先ほどの条文の説明の中でもございましたように、支援法の19条の第1項の第1号、第2号、第3号に区分をさせておるものでございます。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

北條委員、どうぞ。

○北條委員 また丁寧に御説明をいただいて恐縮ではありますが、私が申し上げているのは、法律にこういうことが書いてあるとか、三党合意でこうなったというのは、もちろん承知しております。ただ、何でこんな不合理な不公平なことが国の施策として展開されていいのかということをお尋ねしているのであります。お立場上お答えできないということでありましょから、それはやむを得ないと思ひます。

なお、委託費として支給するということではありますが、今、課長のほうから御説明がありました。保護者は市町村と契約して、施設と契約するのではない。保育の実施義務は市町村が負うのであって、保育料の徴収も市町村が行う。これは施設型給付の大原則に全く反しているわけです。こういう規定がどうして施設型給付の中に入っているとみなすのかというのは、一般国民の立場から見れば、理解しがたいことだということをお尋ねしておきます。御説明は要りません。

机上資料の2の脚注でありますけれども、これははっきり指摘いたしますが、法の規定

と異なっております。法の規定と異なっている定義をまかり通らせるということは、今後、地方で子ども・子育て会議が開かれますけれども、その折に至るところで混乱を引き起こすこととなります。ぜひ御検討をいただいて、地方で混乱が起こらないように、このたびの子ども・子育て新制度はある意味、教育の定義と保育の定義をきっちりみんなが共通に理解しないと、いつまでたっても前に進まないということになってしまいます。どうかよろしく願いいたします。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、議題は次に移りたいと思います。次は、地域型保育でございます。

事務局より資料の説明をお願いいたします。

○橋本保育課長 それでは、資料2をお開きいただきたいと思います。前回、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育につきまして、幾つか論点を出させていただきました。その中で4ページまでは前回出しました資料と同じでございますが、5ページ以降に少し書き込みをさせていただいております。

まず、人員配置の基準の関係でございます。家庭的保育につきまして、前回、主な御意見のところがございますように、市町村だけでなく、都道府県あるいは保育士養成校なり、この間での実施が研修について必要ではないかという御議論がありました。

下から2つ目でございますように、保育従事者あるいは職員数につきまして、現行制度を踏襲していくことが必要ではないか。こんな御議論もございました。

そのあたりを踏まえまして、対応方針案でございますけれども、この家庭的保育者につきまして、現行制度同様、保育士あるいは保育士と同等以上の知識経験を有すると認められるものということで研修の修了を求める。また、家庭的保育補助者につきましても、現行制度と同様に必要な研修を修了した者であることを基本とするといった考え方でいかがでしょうか。

6ページ、その研修の中身につきましては、家庭的保育者については、今の基礎研修と認定研修、補助者については基礎研修ということの基本としてはどうでしょうか。そして、その中身でございますけれども、現行の研修内容を踏まえた上で、ここに3つほど並べておりますような幾つかの要素を考慮いたしまして、市町村が果たしてきた役割も踏まえつつ、都道府県や保育士養成施設の果たす役割も含めた見直しということをしてはどうか。また、内容が異なる場合には、一定の経過措置ということも必要かと思っておりますので、そういった点も考慮する必要があるのではないかと考えております。

その次の論点②でございますが、3人までの子どもを対応する場合の補助者の扱いでございます。前回いただいた御意見の中で、家庭的保育者1人で食事の準備を行うことは難しいので、保護者の配置を検討すべき。あるいは異なる年齢の子ども3人の保育を実施するのは、なかなか難しい点もある。

こういった御議論を踏まえまして、対応方針のところでございますが、補助者につきましては食事時間帯への対応などマンパワーが必要な場面もあり、異年齢の子どもに対する

保育の提供もあり得ますので、3人以下の場合あっても家庭的保育補助者の配置に配慮し、公定価格の議論の中で検討してはどうかといったものを出させていただいております。

8 ページ、事業所内保育の職員配置でございます。前回いただいた御意見の中で、現在の運営状況を十分に考慮し、弾力的な運用とすべきではないかといった観点からの御議論をいただきました。

対応方針でございますけれども、今回幾つか実態調査の結果を出させていただいております。この結果等を踏まえますと、1施設当たりの平均入所児童数が19人程度という状況が見られるところでございます。一般的な事業の規模から見ますと、小規模事業と同程度というところもでございます。これを踏まえまして、利用定員が19人以下の場合には、小規模保育A、B型などとの整合性を図っていくことが基本ではどうか。

上限、下限はそれぞれ法定されていない制度類型でございますので、下限ということになってまいります小規模保育も6人までということではなくて、5人以下のものもあるわけでございますが、※にございますように、5人以下のものについても同じ基準で対応してはどうかということでございます。20人以上の規模のものにつきましては、認可保育所との整合性の中で考えていってはどうかということでございます。

10 ページ、居宅訪問型保育でございます。1対1で行われているベビーシッターにつきましまして、ベビーシッター資格認定制度と同等の研修体制が必要ではないかといった御議論をいただきました。

対応方針でございますけれども、保育士あるいは保育士と同等以上の知識・経験を有すると認められる者ということで研修修了を求めるということを基本としてはどうか。また、その研修の内容につきましては、全国保育サービス協会が実施されている認定研修の中身などを踏まえまして、検討していくということではどうでしょうかということでございます。

12 ページ、今度は設備・面積基準ということで、ハード面のほうでございます。

まず、家庭的保育のハード面でございます。前回、現行の基準で問題ないのではないかといた御議論がございまして、これを受けた対応方針としましては、保育施設につきましましては1人当たり3.3平米以上、屋外遊戯場につきましましては2歳児1人当たりにつき3.3平米以上ということで、ほかの公的施設の敷地や付近の代替地で可という取り扱いでどうかということでございます。

13 ページ、事業所内保育でございます。こちらについてもハード面につきましまして、先ほどご覧いただきましたように小規模保育と認可保育所、それぞれ19名以下の場合と20名以上の場合ということで、それぞれ整合性を図るような形で考えていってはどうかということで提案をさせていただいております。

14 ページ、一番下でございます。居宅訪問型保育につきましましては、相手の家に行き行って行う保育ということでございますので、設備や面積基準は設けないことでどうだろうかということでございます。

15 ページ以降、今度は給食でございます。給食につきまして、まず家庭的保育につきましては、前回の御議論の中で 16 ページの主な意見のところでございますが、給食か弁当持参かにつきまして、自治体の判断に委ねられておりますけれども、保護者のニーズを勘案すると給食を進めていくべきではないかといった御議論をいただいたところでございます。

そこで対応方針につきましては、自園調理を基本とし、その上で連携施設その他からの搬入も可能としてはどうか。また、平成 31 年度末までの一定の経過措置も考えてはどうかといった形で、既に御議論をいただきました小規模保育についての整理と基本的に同じような考え方で整理をしてみてもどうかということでございます。

17 ページの真ん中より下でございますが、職員の取り扱いにつきまして、調理業務に従事する調理員を配置することを基本としながら、先ほど少し申し上げました 3 人以下の子どもの場合の補助者の件でございますけれども、その 3 人以下の場合は家庭的保育補助者が調理業務に従事することを可能としてはどうかといった形にさせていただいております。

事業所内保育につきましては、やはり家庭的保育と同じような形での整理を基本といたしまして、19 ページのところに給食の取り扱い、自園調理を基本とするということで、一定の場合には連携施設等からの搬入といったことも認めるといった形で書いてございます。

事業の規模が 19 名以下の場合と 20 名以上の場合がございますので、19 名以下の場合には小規模保育と同様、20 名以上の場合には保育所と同様の調理室ということで、調理業務に従事する職員を配置することを基本とするといった形でさせていただいているところでございます。

21 ページ、居宅訪問型保育の関係でございます。これは給食の調理はしておりませんので、やはり相手の家で調理をする、あるいは食事の提供をすることは行わないということの基本とすべきではないかということで書いております。

22 ページ、耐火基準のところにつきましては、現行の基準で問題ないのではないかとということで書かせていただいております。前回の御議論でございましたが、現行の取り扱いを基本とということで、家庭的保育、事業所内保育につきまして書いてございます。居宅訪問型保育についても基本的には規制を設けないということだと思いますが、さらに言うなら、消火器とか避難経路の確認など、こういった点をどうするかという点はあるかと思っております。

連携施設の点につきまして、家庭的保育の関係では既に連携保育所という仕組みを設けておりますので、そういったものが有効であり、新制度においても必要ではないかといった御議論をいただいたところでございます。

25 ページ、対応方針であります。やはりこういった点を踏まえて連携施設の設定を求めることを基本としてはどうかということでもあります。その考え方は保育内容の支援ということと卒園後の受け皿という両面がございます。経過措置なり、あるいは離島・へき地等における特例についても同じでございます。

26 ページ、事業所内保育であります。広域的な利用が従業員の子どもについては想定

されるところでございまして、こういった点をどう考慮するかということでございます。規模の面から見まして19名以下の規模の場合には、やはり小規模保育との整合を考えました連携施設の設定ということが、特に保育内容の支援の関係では必要かと思っております。

一方で、卒園後の受け皿という面で考えますと、地域枠の子どもについては小規模保育と同じかと思っておりますけれども、従業員枠の子どもについては、その子ども自体が頻繁に入れかわるということもありますし、さまざまな市町村にまたがって住んでおります。そういった面から必ずしも設定を求める必要はないのではないかとといった点を事業所の場合は考慮するというかと思っております。経過措置や特例については同じでございます。

27 ページ、居宅訪問型保育でございます。居宅訪問型保育をどういった形で位置づけるかによりますけれども、例えば障害児の個別ケアに関するバックアップなどの形で設定を求めていることも考えられるのではないかと考えております。

28 ページ、各事業における固有の論点ということで、地域枠の子どもの受け入れを事業所内保育について、どこまで求めていくのかということでございます。前回いただいた御意見の中でも弾力的な運営をしてほしいという御意見もございましたし、地域枠について一定の比率が必要ではないかといった御議論もございました。

29 ページ、対応方針ということで例を3つほど挙げさせていただいております。今の雇用保険事業からの円滑な移行ということもございましょうし、また、市町村の認可を受ける事業ということでございますので、市町村の利用調整の対象になるのは地域枠の部分であるということ。福利厚生という位置づけがあるということ。通勤等の問題もございまして、なかなか恒常的に利用児童の確保が困難な傾向もある。もろもろの要素を考慮いたしまして、例1としては、地域枠を1名以上。例2としては、地域枠を利用定員の3分の1以上。例3としては、地域枠を利用定員の2分の1以上ということで、それぞれ例を挙げてみたものでございます。それぞれの考え方、留意点はここに書いてあるとおりでございますので、御議論をいただければと思います。

31 ページ、32 ページのあたりはデータでございますので、またご覧いただければと思います。

34 ページ、居宅訪問型事業の位置づけでございます。前回の御議論の中で、例えば育休からの復帰に当たっての活用とか、あるいは一人親家庭での泊まり勤務の場合の対応とか、あるいはほかの施設がなかなかないような山間地などの対応とか、そういった御議論をいただいたところでございます。

下の対応方針のところでございますが、①と②は前回挙げさせていただいたものと同じでございます。③といたしまして、一人親家庭で夜間の宿直勤務がある場合等への対応ということも書き加えさせていただいております。

育児休業から復帰する場合や利用調整の結果、待機児童となった場合などにおいて、保育所等に入所するまでの緊急避難的なつなぎ利用、こういった使い方。あるいは離島・へき地等でほかに利用できる保育は存在しないとして、市町村が認める場合における利用。

こういったものもどういうふうに考えていくか。これも論点として、特に出させていただきますところでございます。

35 ページ、労働基準法との関係、あるいは個人の事業主が共同して行う家庭的保育の関係。これにつきましては、さらに検討ということとさせていただきます。

36 ページに地域型保育事業についての実態調査についての状況を簡単にまとめてございます。今後いろいろこの認可基準について御議論をいただく際には、この実態調査の結果も順次分析をしながらお出しさせていただきますと思っております。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がある方は挙手をお願いいたします。

それでは、吉田委員から。

○吉田委員 2点挙げさせていただきます。

1点目は29～30ページの事業所内保育所の枠の関係です。できる限る地域に開かれたものとすべきだと思いますので、そういった観点から言えば、例3の地域枠を利用定員の2分の1以上とするに賛成です。

もう一つ、34ページです。居宅訪問型保育事業の位置づけで、これについてはひとり親家庭で夜間の宿直勤務がある場合等への対応ということで、一人で稼がなければいけない立場になると雇用も不安定になりますし、ダブルワークという場合もあります。そのような状態で低所得の場合、安価な居宅訪問型の保育があれば、何とか生活をしていける基盤がしやすいのではないかと思いますので、その観点をしっかりと盛り込んでいただければと思います。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、藤原代理人から。

○藤原代理人 事業所内保育所について2点申し上げたいと思います。

まず1点目は、23ページの耐火基準のところでございます。これにつきましては、安全性の確保というものは当然ですが、事業所内保育所は空いている事業所の一角の有効活用として設けられることが多いので、余りにもここで高い基準にしてしまうと大規模な改修を求められてしまい、断念するところが出てくるかもしれません。過去の事例では企業の中では、事業所内保育所をつくらうとしたときに自治体からエレベータの改修といった億単位のコストを要する施設改修を求められたということがございました。ですので、この資料の23ページの主な意見にもあるとおり、安全面に配慮しながら可能な限り弾力的な運用ということにしていいただければと思います。

もう一点、28ページ、先ほど御意見のありました地域枠のところでございます。29～30ページに書いてある例1～例3と例を挙げていただいております。私どもとしては、今のところは例1を考えていただければ、多くの事業所内保育所を運営している企業が新しい制度の枠組みに入ってくることが期待できるのではないかと考えています。

一方、この例2とか例3というように硬直的に定員の一定割合以上を地域枠と定めてまいりますと、企業としては移行をするかどうかということについては非常に悩むことが出てくるのではないかと考えております。そもそも事業所内保育所は保育サービスが、不十分であるがために社員が仕事を続けたくても、または復職をしたくてもできない。またはそのために退職や長期の休職を選ぶということになってしまうケースが多々あったために、それならば社員が復職したいときに復職がすぐにできるようにということで設け始めたというのがそもそもの原点でございます。

そういう社員からのニーズがふえてきたときに、地域枠の存在があることによって社員の利用希望を断ってしまうということになってしまうと、当初の設置目的に反してしまうことになっております。企業が気にしている点はまさにそのあたりでございます。社員の利用ニーズに応じて柔軟に地域枠を取り扱えるようにしていただけるような御配慮があれば、さらにこの新制度への移行の敷居が下がるのではないかと考えております。

もちろん地域枠を柔軟にしていまいますと、市町村の方々のほうから見ますと、事業計画に影響が及ぶということなので、御迷惑をおかけするということは十分理解はしておりますが、事業所の中ではそういう事情もあるということをお慮いただければと思います。計画を固めるために、その地域枠をしっかりと固められてしまうということになると、企業としてはこの新しい枠組みのほうに移行することを躊躇してしまうのではないかと考えております。

多くの事業所内保育所が新制度の枠組みに入ることのできる地域枠のあり方としては、まずは例1のような形で始めていただく。または一旦枠は設けるにしても社内の利用ニーズに応じて柔軟に地域枠を取り扱う余地というものを確保した形でやっていただく。このどちらかのことを御慮いただければと思います。

耐火基準についても地域枠につきましても高いハードルを設けますと、社員がいつでも復帰できるようにするという福利厚生施設という原点に戻らざるを得なくなってまいります。それよりも今ある事業所内保育所をいかに有効に活用して、保育サービスの供給不足を補うかという視点から議論を進めていただければと思います。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。家庭的保育全国連絡協議会の鈴木です。

給食・自園調理について1点だけお話しさせていただきます。17ページの職員の取り扱いについてですが、今後、多様な保育が提供される中で、どの保育を選択しても同じ質の担保された保育を提供することが求められるということは当然のことと受け止めておりますが、子どもたちの安全性を担保する意味から、子どもが3人以下の場合でも、あくまでも補助者のほかに調理員を置くことを前提として検討していただくことを重ねてお願いいたします。

給食の調理に当たる時間帯はほとんどの保育室では外遊びや公園などに出かける時間で、子どもの安全を守るために保育補助者の同行が必要となっております。家庭的保育の長い歴史の中では、家庭的保育者が単独で子ども3人の保育を行って、子どもの年齢構成によっては子どもを外遊びに連れ出したくてもできないということがなかったわけではありません。家庭的保育と言えば密室性、保育者の孤立、保育の不透明性というようなことが常に指摘されてきましたが、法定化を経て、子ども3人の場合でも保育補助者が必要であることを理解していただいた結果、現在の補助者雇用費補助があると思っております。

また、連携保育所や家庭的保育支援者などの支援体制の整備によっても、そのような懸念を払拭すべく質の高い保育を目指しているところです。その保育補助者が午前中の調理に当たるということは、時代を逆行することのように受け止められます。確かに保育所では保育士1人に対して0歳児を3人保育するという体制になっていますが、保育士が単独で保育しているわけではないと思います。何かのときには手助けしてもらえ人が周りにいて保育をされていると思います。家庭的保育者はそうではありません。このことを考慮していただきますようお願いいたします。

また、調理設備などの物理的環境につきましても、既存の家庭的保育者が保育を継続できなくなることがないように、地域の状況に合わせて進められるよう重ねてお願いいたします。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

坂本委員、お願いします。

○坂本委員 ありがとうございます。公益社団法人全国保育サービス協会の坂本でございます。

居宅訪問型保育について何点か述べさせていただきたいと思っております。

まず、34 ページの対象児についてです。私どもは、多様な保育ニーズのうち、3歳未満児でおおむね短時間、家庭的、個別的対応を必要とする子ども全体だと考えております。こちらの例1の中に障害児や小児慢性疾患と限定的に書かれているのですが、こうしたお子さんを主たる対象にすることについては、明確な診断の必要性であるとか、特別な研修あるいは医療行為との関係性について十分検討する必要があるのではないだろうかと考えている次第です。

次に、夜間あるいは宿泊深夜、そうした保育というのも居宅訪問型保育の特性の1つだと私も認識しております。しかしながら、次のページに書かれてありますように労基法との関係もでございます。あるいは密室性というところもあるかもしれません。複数制であるとか交代制勤務という体制も基準の中で検討していくこと。これが保育の質にかかわってくるのではないだろうか、こちらのほうも考えます。

さらにもう一点、保育所との連携についても述べさせていただきたいと思っております。居宅訪問型の認可事業者につきましても、保育所等と連携をして居宅訪問型保育を進めること

も必要ではないだろうかと思います。送迎保育や保育所待機児童の居宅での保育。これらに関しましては、地域子育て支援事業の訪問型一時預かり事業にも含んで有効に活用することが望ましいと思います。その際、施設型給付とともにですが、地域型保育給付による特例給付と連動させていただければ、より利用しやすくなるのではないだろうかと考える次第です。

そのほか、今回、私どものほうから意見書を出させていただきました。10 ページ、11 ページで少し長めに書かせていただいたのですが、保育の質というところでは11 ページ、居宅訪問型保育の運営規定に関する提言の6で新たに付け加えさせていただきたいと思っております。

6に記載しております、居宅訪問型保育アドバイザーの設置です。認可事業者はそれぞれその事業所の中にコーディネーターは置くものだと理解しております。さらにその上に、それを統括する市区町村の中に居宅訪問型保育アドバイザーです。いわゆるコンシェルジュやそれと同等の居宅訪問型保育アドバイザーを置いていただき、その認可事業者等がきちんと適正な運用をしているかどうか。あるいは家庭等に訪問していただいて、適正な保育がなされているかということも確認をしていただくことが望ましいのではないだろうかと考えます。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、駒崎委員、お願いいたします。

○駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。

意見書のほうを各委員提出資料6ページで提出させていただいておりますので、それをもとにお話をさせていただけたらと思います。

まず、居宅訪問型についてです。事務局案であります①障害・慢性疾患のときや②撤退の受け皿、③低所得の一人親というような利用イメージに強く賛成します。対象を広げ過ぎてしまうというのは、個別対応でかなり大きな公費、この公費というのは国民のお金です。公費を投入する必要性という観点から疑問ですし、これまでの保育制度からこぼれ落ちてしまっているような子どもたちの救済にこそ、新たなこの居宅訪問型という公的制度は存在の意義があろうと考えます。

ですので、重ねて言いますが、障害や慢性疾患、あるいは先ほど吉田委員もおっしゃっていたようにダブルワークをして、それでも貧困に落ちてしまいそうな一人親。こうした社会的に厳しい環境にある方々の家庭、方々の子どもたちにこそ、この制度が役に立つものであったいただきたいと思っております。

そして、この連携保育所についてですけれども、障害児あるいは慢性疾患児等をお預かりすることも含めまして、保育所だけではありません。児童発達支援事業や重症心身障害施設等の障害児施設と連携できるようにすることによって専門性が高められ、よりよい保育が行えるのではないかと考えております。

研修ですけれども、こちらはベビーシッターの業界団体等の行う研修会があるにはあるのですが、頻度等の部分で残念ながら全く十分ではありません。ですので、この家庭的保育者の認定研修と同様に自治体もありますし、保育者養成校あるいは自治体から委託を受けた NPO、そうしたところが研修を提供できるというような柔軟な研修体制にしていきたいと思います。

さらに研修の座学ですけれども、これは例えば2週間ごとにえらい先生を呼んで、みたいなことは各ファミリーサポートセンターの研修等でもやられていますが、今日 IT を使って、全国各地で優れた先生方、こちらの審議会の委員に就任されているような方々の動画をもって、それをある種、全国どこからでも質の高い研修が受けられるという体制を構築すること。これを忘れてはならないと思います。ですので、現状、e-learning というのは各自治体の研修の中で実は認められていませんが、こうした e-learning を認められるようにしていきたいと思います。

そして、地域型保育の中の小規模保育について、今回こちらの参考資料が挟み込まれていました。こちらは恐らく時間の関係で深く議論はしないかと思いますが、支援事業等の要綱を見ますと補助単価も書かれているのですが、これは多分、小規模保育はほかの制度に先駆けて、公定価格が決まる前に来年度、前倒しでやっていこうということなので出されているのかなと思うのですが、残念ながら、この補助単価のままだと多分やれる事業所はないというレベルですので、これはきちんと現在、例えば東京都の23区の中で小規模保育がどのような補助体系で運営されているかをきちんとベンチマークしていただきながら、この補助体系をつくっていただかないと、せっかくの先駆的な事業が頓挫してしまっただけでは元も子もありませんので、ぜひそのところお気をつけていただけたらと思います。

地域型保育に関しては以上ですが、資料2で書いていない点で1点だけ。事業所内保育に関して、事業所内保育の連合会の方にヒアリングを行い、ぜひともこの場で発言をしてほしいというお願いがあったのですが、地域枠に関しては2の3分の1以上ということで、できるだけ地域の子どもたちも受け入れられるように開かれた事業所内保育所でありたいということをおっしゃっていましたので、ここにつけ加えさせていただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、清原委員、お願いします。

○清原委員 ありがとうございます。全国市長会三鷹市長の清原です。

家庭的保育事業について3点、事業所内保育事業について1点申し上げます。

家庭的保育事業については、今回これまでの意見をまとめていただきまして、6ページの「対応方針」に「研修の重要性」とそれについては「市町村の取り組みを尊重しつつも、都道府県や保育士養成施設の果たす役割を含めて見直していくこととしてはどうか」と書いていただきました。これは極めて重要な御指摘で、市町村独自のものも引き続き重要とは考えておりますが、さらなる質の向上のためにこの方向性を指示したいと思います。

2点目は22ページでございます。私も非常に悩ましく思っているのですが、耐火基準等についてです。子どもたちの安全を確保する上で居宅を保育施設で使う、これは上乘せ規制がないことによる建築基準法との整合性が課題です。何よりも安全確保をしたいのですが、今回、施設型給付と同じ制度の枠内に入っていくことを考慮いたしますと、個人型の自宅兼用の家庭的保育であっても、例えば新耐震基準ですとか避難の確保などが求められていくと思います。

でも、そのようなことを既存の建物でかなえられる場合はいいのですけれども、それを改修等する場合にどのような支援をしていくべきなのか。これは基準を設けますと、今まで取り組んでくださった方が継続できなくなるという問題も生み出します。ですから、安全確保のために優先すべき基準ですし、しかし、今までの取り組みを維持していただくために、「どのような改修に向けての補助があり得るのか」といったことが課題として存在することも指摘させていただければと思います。

3点目、「連携保育所」についてですが、改めて「市町村の利用調整の役割が重要」と認識しています。すなわち保育内容を中心に支援は重要ですし、卒園後の受け皿としては、この連携保育園に固定しない柔軟な保護者の希望もかえていかなければならないと考えます。したがって、連携保育園すなわち3歳以降の行き場所という固定的なものではなく、市町村が保護者を尊重した柔軟な調整も役割として認識しなければならないのではないか。このように思っているところです。

事業所内保育事業について1点申し上げます。今回29～30ページまで地域枠について、かなり思い切った、言わば考えやすいように例1、例2、例3と典型的な例を示してくださいました。藤原代理人からは市町村のことを大変思ってくださいまして、市町村との関係でも市町村が認可主体になることから、例えば仮に地域枠を1名とすると、何らかの面倒をかけるかもしれないとおっしゃいましたが、やはり、何人でも地域枠として事業所内保育所が考えていただけるということは重要なポイントだと思います。

この間、制度普及がなかなか進まなかったあり方から、今回小規模保育の事業として「移行のインセンティブも」ということで「きっかけ」がなされているわけです。そこで今回1名となりますのは、確かに市町村は1名の方のために何かというと、なかなか難しい点もありますが、2分の1となりますと事業所内保育所としての福利厚生観点が薄まってしまうのではないかと懸念も正直あります。かと言って3分の1が妥当かということ、ちょうど中間にあるので妥当かなとも思うのですが、5分の1でもなく、4分の1でもなく、3分の1くらいが定員数にもよりますけれども、ひよっとしたら目標値としてはあり得るのかなと。

ただ、この辺は定員数にもよりますし、19名以下なのか、20名以上なのかということにもよります。5名の定数なら1名というのは5分の1になるわけですが、20名になると5分の1は4人ということになります。したがって、今回はこういう典型的な例を出していただきましたけれども、私としては、もしこの典型的な例から考えるとすると、当

面の目標としては、3分の1はあるのかなど。

ただし、インセンティブを持っていただくために4分の1なのか。最初の一步を踏み出していただけるような経過の期間が必要なのかどうか。これはむしろ事業所内保育を経験していらっしゃる方にもう少し踏み込んだインタビューをしていただくことで、少しはビジョンが開けてくるのではないかと感じました。

以上です。ありがとうございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、尾身委員、お願いします。

○尾身委員 東京商工会議所人口政策委員会委員の尾身でございます。

私からも事業所内保育事業につきまして、まずは総論を改めて考えを申し述べさせていただきます。保育所というのは地域で働き、生活するために欠かせない基本的なインフラであり、本来、国の責任において学校などと同じように、いわゆる公助として、しっかりと整備していただくべきものであると考えております。

一方、事業所内保育所というのは、あくまでも社会インフラの緊急回避的なセーフティネットとして位置づけられるものです。企業は子どもが保育所に入れないために従業員が就業を断念せざるを得ないような状況を回避しようと、過大な負担を負いながらも事業所内保育所を運営しております。政府におきましては、まず、事業所内保育所の運営状況をしっかりと把握していただき、その上で実情に応じた制度構築をお願いしたいと思います。

また、待機児童問題を解消する一助となっていることを考慮いたしますと、先ほどの公定価格の議論にも関係するかと思いますが、保育所と同等の給付措置等の支援等を含めて御検討をいただきたいと思います。

また、藤原代理人や清原委員からもお話がございましたけれども、私も資料の28ページからの事業所内保育事業における地域枠の子どもの受け入れについて申し上げたいと思います。お二方からも何人かいいのかという議論もございましたけれども、私どもといたしましては、例1の地域枠1名以上とするという案を支持させていただきます。そもそも今回、地域型保育事業の実態調査。これは雇用保険事業の助成金対象施設523カ所のうち、調査対象81カ所の結果を御提示いただきましたけれども、この調査対象施設の81カ所はどのような条件で抽出されたかによって大きく検討をすべき内容が変わってくるのではないかと考えております。

この件に関しましては地域の状況、つまり待機児童の多い地域や少ない地域などの地域による保育需要においても全く異なる状況に置かれるため、地域の子どもの受け入れ枠を一律に決めるというのは非常に難しいものではないかと考えております。

また、先ほど清原委員もどの辺がいいのかというようなことを事業主の立場にも立って配慮していただいて、御発言いただきましたけれども、このような状況を考えますと、この制度を利用できる企業が多くなるように、まさに始めの一步といたしますか、企業の運営

状況に応じた柔軟な対応ができるようお願いしたいと思います。一番移行条件が緩やかなのが地域枠1名以上ということでございまして、これは1名以上でございまして、ある意味ここを取っかかりにして、実際の企業の実情に応じて柔軟に対応できるというようなことを目指していくということを考えますと、今回は地域枠1名以上を支持させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、井奥代理人、お願いします。

○井奥代理人 資料6ページの家庭的保育に従事する者の研修について、先ほど清原委員からもお話がありましたけれども、市町村が果たしてきた役割を踏まえつつ、都道府県の果たす役割を含めて見直していくこととしてはどうかという対応方針が示されております。家庭的保育のサービス水準を一定に維持していくためには、こうした方針でやるのが適切ではないかと考えております。

こうした分野において都道府県の責任をしっかりと果たしていく上でも、財政面の支援措置を含めて、この方向で検討をぜひお願いしたいという意見が出ております。

○無藤部会長 ありがとうございます。

稲見委員、お願いします。

○稲見委員 全国病児保育協議会の会長の稲見でございます。

1点だけ、34ページの居宅訪問型保育事業の対応案の「①特に低年齢時には個人差が大きい障害児や小児慢性疾患に罹患している乳幼児のうち、個別のケアが必要と考えられる場合」ということになっていまして、どのような程度の障害なのか、慢性疾患なのかは書いていませんが、これが普通の家庭的保育や居宅訪問型保育で果たして安全にできるのかどうか。先ほど坂本委員からもお話しが出ましたが、どちらかというところは病児保育の派遣型というように理解をしたほうがいいのではないかと考えております。

どこまでこれを認めるかというのは十分に検討する必要がありますし、実務に当たる保育者の教育が普通の居宅訪問型の保育所の教育以上の教育が必要になってくると思っております。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、大分時間が押してまいりましたけれども、あと2つ御説明をいただきたいと思っております。

それでは、確認制度についてと地域子ども・子育て支援事業についてをお願いいたします。

○橋本保育課長 それでは、資料3と4-1を続けて御説明をさせていただきます。

確認制度の関係につきまして、前回から引き続きの御議論でございますので、変わった点を中心に御紹介をさせていただきたいと思っております。

6ページ、利用開始に伴う基準のところにつきまして、若干検討の視点のところをわかりやすくするように言葉を足させていただいております。

応諾義務の関係で障害児の対応等につきましての御議論をいただきました。それを受けまして、7ページにそういった言葉を足しておりますのと、この関係で1つ設置者、事業者による通園標準区域の設定との関係を論点として加えさせていただきました。通園可能区域とか標準区域を設定するという実例も多いかと思しますので、そういったものとの関係も整理をしていく必要があるということでございます。

9ページ、上乗せ徴収等の取り扱いにつきましては、前回は幾つかの御議論をいただいておりますので、そこら辺を書き加えさせていただいております。

11ページ、非常災害対策の関係、衛生管理の関係につきましての項目が抜けておりましたので、ここのところについては追加をさせていただきました。

その下の事故発生の防止、発生時の対応につきましては、前回の御議論も踏まえまして、保護者、市町村に対する速やかな報告ということ。事故発生時の記録、再発防止のための改善策の検討に加えまして、情報の公表につきまして、都道府県における情報公表制度における公表内容の整理とあわせ、そのあり方を検討するべきではないかということ。類似の事故の防止ということで、事故の情報の集約、分析、周知のあり方について検討していくことが必要ではないかといったことをより明確に書かせていただいているところでございます。

13ページ、会計処理との関係でございます。ここにつきまして、会計区分をしっかりと設けるべき。あるいは監査法人による会計監査が必要なのではないか。こういった御議論を踏まえまして、少し項目を書き加えさせていただいているところでございます。

今回は16ページ以降でございますが、業務管理体制の整備につきまして、少し類似の制度等を参考にいたしまして、案を示させていただいております。

17ページをご覧くださいますと、設置者・事業者の規模と、その規模に応じて求める整備、届出の内容につきまして、他制度と同様の形で設けてはどうかということで、事業所数が20未満、20以上100未満、100以上という区分に応じまして、共通する事項といたしましては、この設置者・事業者に関する情報としての法人の代表者の氏名を始め、基本情報と法令遵守責任者の氏名といったことを全て共通で届けていただく。規模が20人以上のところにつきましては、法令遵守規定の概要を入れさせていただく。100以上のところにつきましては、法令遵守に関する監査の方法の概要をつけ加えさせていただくといった経緯で追加をさせていただいているところでございます。

続きまして、資料4-1の一時預かり事業についてでございます。一時預かり事業は市町村事業の1つとして位置づけられているわけでございますけれども、これにつきまして、より広く普及をさせ、ニーズに対応していくということもございまして、また、幼稚園における預かり保育につきまして、私学助成から一時預かり事業への移行ということも予定されているところでございますので、そういったことを踏まえての見直しの内容でございます。

2ページ、事業構成についてということで見直しの全体の見取り図がございます。現状

この保育所で行っております保育所型、保育所以外の場所で行っております地域密着型、あるいはその予算事業として行っております地域密着Ⅱ型。こういったものを全体として要件の見直しを行いながら一般型といった形に結果的に移行をさせていくということが1つでございます。

24年度の補正予算で設けました基幹型につきまして、引き続き実施していくということ。保育所、認定子ども園、小規模保育等におきまして、利用定員が定員に達していないときに、定員まで一時預かり事業で受け入れることができるようにするという余裕活用型という新しい類型を入れてはどうか。

幼稚園における預かり保育からの移行先ということで、幼稚園型を新たに設けまして、これを新たにスタートさせてはどうか。

訪問型という形で、居宅訪問型保育に準じて保育の必要性の認定を受けない児童につきましても御利用できるような形にしてはどうかということでございます。

3ページ、今度は一般型についての説明でございます。一番上でございますように、現状、約8割の施設が1日の利用児童数が3名未満という状況でございます。そういった状況を踏まえて、各自治体や事業者のほうから最低限、保育士2名の配置を求めています。現状の基準がなかなか困難という指摘が多いということも踏まえまして、今回の論点の1でございますけれども、安全性の観点から基本的に2人を下回ることにはできないとしておりますが、保育所等や子育て支援の事業の実施施設と一体的に事業を実施して、本体施設の保育士の支援を受けられる場合には、担当職員を保育士1人ということができるようにしてはどうかということ。

地域密着Ⅱ型につきましては、保育について経験豊富な保育士1人以上、市町村が実施する研修する受講・修了した方が1人以上という形で、最低限2人という形での人員配置を求めています。これにつきまして一般型へ移行するという形をとってはどうかということで、経過措置といたしまして、当分の間は引き続き市町村が実施する研修を受講・修了した方によっても事業実施は可能とするという形で、緩やかな移行をさせていただいてはどうかということでございます。

実施場所につきましては、保育所とそれ以外という形に分けておりますが、これは適切に事業実施ができる施設ということで、特段区分けは行わないということはどうかと思っております。

設備基準については、特段の変更はございません。

5ページ、保育の内容につきましても特段の変更はございません。

6ページ、補助単価につきましては、年間延べ利用児童数に応じた補助を公定価格を参考にしながら、非常勤職員を最低限雇用できるような単価設定ということ。25人未満の施設も対象として加えてはどうかといったところで提案をさせていただいております。

7ページは基幹型でございまして、これにつきましては引き続き実施をしていきたいということでございます。

8 ページは幼稚園型でございまして、こちらは預かり保育について、今、私学助成等による財政支援があるわけでございますが、ここにつきまして新制度の中で一時預かり事業が1つの受け皿になるという面がございます。そうしまして、この幼稚園・認定こども園と一体的に園児を主な対象として事業を実施することを前提とした新しい事業類型ということをしてはどうかということでございます。

9 ページ、幼稚園で実施するというのもございますので、保育従事者の資格要件につきましては、保育士または幼稚園教諭という形にいたしております。

先ほどの一般型と同じように基本的には2名以上でございますが、施設の職員の支援を受けられる場合には、担当職員は保育従事者1名とすることができるとしてはどうかといった形にしております。

園児以外の子どもについても受け入れるというケースもあろうかと思えます。その辺につきましては、市町村や施設において選択をすると。また、終日の職員配置を前提とした別単価の設定も検討するという事ではないかと思えます。

設備基準等につきましては、一般型と同様ということですが、幼稚園の設置基準との関係での検討は必要かと思っております。

保育の内容につきまして、幼稚園教育要領が基本だと思いますが、0-2 歳児を受け入れる場合には、保育所保育指針あるいは幼保連携型認定こども園保育要領なりといったことが出てくるかと思えます。

補助単価につきましては、先ほど来のいろいろな基準等を考慮して検討するという事かと思えます。

実施方法で 12 ページにございますが、幼稚園型につきましては、特に幼稚園に通っているお子さんが市町村を超えた広域的なエリアから通っていることも多いということを実情として考えましたときに、この一時預かり事業を広域で実施することが想定されます。したがって、それにどういった形で対応するかということで、案1と案2を挙げさせていただきます。

案1は、利用者の居住市町村がそれぞれ、域内・域外の施設に委託をして実施するという事でございます。

案2は、施設がある市町村のほうでまとめて実施をするという形でございますが、利用者の居住市町村の間では費用負担を自治体同士で行う。こういった考え方でございます。

基本的には、域外利用が多いということも考慮したときに、施設型給付との一体的な事務処理ということも考慮しまして、案1を基本としてはどうかと考えておりますが、所在する市町村以外の住民の利用が余り多くないということ。あるいはそれぞれ広域的な利用はあるけれども、出入りがほぼ均衡しているような事情もある。いろいろな事情を考慮しまして、市町村同士の間でうまく調整がつくという場合には、案2というやり方もあるのではないかとということで書かせていただいております。

13 ページ、14 ページに案1、案2をそれぞれ図で示したものでございます。

15 ページは余裕活用型の説明でございまして、認定こども園、保育所、小規模保育等におきまして、年度当初などまだ利用定員に達していないときの余裕を活用しまして、一時預かり事業として受け入れることができるようにしてはどうかというものでございます。

16 ページは訪問型ということで、計画訪問型保育に準じた形で類型を設けることをできるようにしてはどうかということでございます。この場合には、やはりコストとの関係もございまして、利用者負担をどうするか。あるいは利用回数をどうするかという問題もあろうかと思っておりますし、先ほど稲見委員のほうからも出ておりました研修ということも考慮する必要があるだろうと考えております。そういった点を含めて一時預かり事業全体を見直してはどうかということでの提案をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○竹林少子化対策企画室長 続きます、資料4-2でございます。地域子ども・子育て支援事業のうち、既に現在実施されている事業から移管されるものもでございます。その中で今回、保育関係のファミリーサポートセンター事業、延長保育、病児・病後児保育の3つの事業につきまして、現在行われている事業でも新制度に移行するのに伴い、このような点を改善したらどうかみたいなお話を自由に御意見を伺うために、この資料を用意しております。

資料の中身自体は第3回の部会に提出した資料の中に、これまでいただいた御意見を赤字で追記しているだけでございますので、特に御説明いたしませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、今2つの議題について御説明をいただきましたので、御意見、御質問のある方は挙手をお願いしたいと思います。

では、秋田委員からお願いいたします。

○秋田委員 今2つ議事が出ましたが、私のほうで意見があるのは一時預かり事業のほうであります。事業構成の中で新しく、余裕活用型、幼稚園型、訪問型というような新しい形のものを出してくださいました。その中で一般型に関して一体的な運用の場合に、3名ではなく2名というところが実態に合った形を御提案いただいているのではないかと考えておりますし、これも25人未満の施設でも事業普及のために資金をつけるということについて賛成でございます。

もしかすると今後、例えば幼稚園型というところでも3歳以上であれば幼稚園教諭がオーケーということがあれば、こちら側も3歳以上については一時的な預かり事業については幼稚園教諭資格でもオーケーというような資格があつて、両方平等な形で資格保有者が一時預かりはやれるとよろしいのではないかとと思います。

とても大事なところで保育の内容について、幼稚園型におきまして、一般型と同じ配置基準にすること。終日の職員配置を前提に別単価とする。そして、行う場合には、幼稚園教育要領あるいは認定こども園の子ども園保育要領を基本とするというような方向の御提

案のとおり形で、新たな類型を求め、より幅広く多くの人たちが一時預かりをいろいろな形の御家庭が活用できるようにしていただくのがよろしいのではないかと思います。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、荒木委員、お願いします。

○荒木委員 ほとんど秋田委員と同じようになりそうですけれども、新たに幼稚園型ということで一時預かり事業を入れていただいたことに大変感謝いたします。現在、幼稚園のほうで預かり保育を実施しているところはさまざまございますし、その規模はいろいろですけれども、その利用者が今後困らないようにということが一番の前提かなと思っていますので、時間数が少なかったり日数が少なかったりというような場合もいろいろとあると思いますが、さまざまに受け止めていただけたらありがたいと思います。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

稲見委員、お願いします。

○稲見委員 意見書を書きましたので、それを読んでいただければと思います。時間がなかったので、それだけにしておきます。

1つだけ、病児保育・病後児保育というのがありますが、現在のところ、残念ながら病後児保育の利用が大変低率なのです。そうすると、かえって病後児保育のほうコストがかかっているという現実があります。今後の派遣型も含めて、うまく1つの自治体の中で病児保育・病後児保育・派遣型という特徴を生かして円滑に利用させるようなシステムを各自治体でつくっていく。病児保育が満員で入れない、病後児童保育はがらがらであるという現状があるから、自治体でそういうシステムをつくり、それに対して国が補助を出すというような施策が必要になってくるかもしれません。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

奥山委員、お願いします。

○奥山委員 ありがとうございます。一時預かり事業について意見を述べさせていただきます。私も意見書を出させていただいております。2～3ページになります。

今回、一時預かり事業につきましては、これまでの概ね3歳未満の一時預かりの部分と、幼稚園における預かり保育の2系統を大きく分けて御提案をいただきました。幼稚園における預かり保育に関しましては、幼稚園就園後ということですので、まだ幼稚園や保育所に行く前の3歳未満の一時預かりとはまた異なるということで、ぜひこれは市町村の中できっちり分けて考えていただきたいというのが1点です。

その中でおおむね3歳未満の一時預かりについて意見を述べたいと思います。0-3 未満の子育て支援の場におりますと、この新しい制度について就労していない御家庭にとって、新制度として、どんなものが変わってくるのだろうかという視点で見たときに、この一時

預かり事業は非常に大きな意味を持つと思っております。新システムで検討していったときには、個人給付という位置づけが提案されたこともあったように、非常に期待感のあった事業だったと思っております。

その中で現状では一時預かり事業の9割以上が保育所で行われていて、1日3人程度の受け入れとはなっているのですが、やはりもっと身近な一時預かり事業にしていくために質的なものをきちんと担保しながら、量的に拡充していくということが求められてきたと思います。その中で地域密着型、地域密着Ⅱ型の創設だったと私自身はとらえております。

そんな中で2ページに資料を出させていただきましたが、横浜といたしましては、乳幼児一時預かり事業というものを現在、市内15カ所、単独型で実施をしております。そして、1時間当たり300円以下ということで、保育所型の利用料金との整合性を図りながら実施して、1つは待機児童の解消に大きく寄与していると思っております。利用限度を見ていただきますと月15日、または120時間ということで、週3日程度の就労の受け入れもしています。全体の15日のうちの半分以下にするようにということではありますが、残りの枠は一般的な子育て家庭の受け入れになっております。

横浜がこれだけ進められるのは、3ページにも書かせていただいたのですが、やはり基本的に助成額を国基準より少し上回った形で補助をしております。こういった取り組みに事業者が参入できるような、今後の検討となっておりますけれども、補助単価の検討等も必要ではないかと思っております。

一時預かりの必要性につきましては、今、申し上げたとおり、1つはこれだけ保育量の認定をする中で週1～3の週4日以上にならないところの受け入れという意味で非常に大きな意味があると思っております。また、さらに在宅子育て支援をしている立場から言いますと、保護者支援として、非常に隠れたニーズ、予防的なかわり、子育てに困っていたり、経済的に困っていたり、いろいろな生活面で困難を抱えている御家庭にかかわるきっかけになっていると思っております。そういった意味でも家庭にかかわりコーディネートをしていく、そういう重要な支援だととらえておりますので、普及促進の方向性に考えていただきたいと思っております。

資料の3ページの下の部分に地域密着Ⅱ型については一般型に統合するということと、保育士の資格取得を前提に経過措置として当分の間は引き続き市町村が実施する研修事業を修了した者によって事業実施を可能とするとなっておりますが、一時預かり事業を担っている事業者の皆さんからは、実は初めての保育を受ける子どもの心理的負担を軽減するということと、根気よく子どもに寄り添い、受け止める度量のある経験豊かな支援者がかわることが非常に重要であるという意見をいただいております。保育士資格だけではなく、それ相当の研修を経て実施ができる、そういった人たちの育成が地域の人材確保という意味でもこれから重要となってくると思っておりますので、ぜひ御検討をさらにお願ひできればと思っております。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

清原委員、お願いします。

○清原委員 ありがとうございます。全国市長会、三鷹市長の清原です。

「確認制度」について16ページ以降、「業務管理体制の整備」を詳細にまた充実していただきました。

特に17～18ページにかけてでございますが、このような「設置者・事業者の規模」と「当該規模に応じて求める整備及び届出の内容」について、「介護保険制度、障害児支援施策等と同様としてはどうか」という方向性に賛同します。

その上で18ページの最初の○に大変重要なことを書いていただきました。「業務管理体制の届出を受けた都道府県、内閣総理大臣（国）は、教育・保育施設、地域型保育事業の確認を行う市町村と密接に連携し、必要に応じて必要な情報を共有することを基本としてはどうか」と。ぜひこのようにお願いしたいと思いますし、私たちの役割を認識してのこのような「対応の方針」の明記に感謝したいと思います。

その上で、「一時預かり事業」についてもう一点だけ申し上げます。これも現状に即して申し上げます。12ページ以降でございます。特に幼稚園型について、市町村を超えた利用が想定されることから、事業実施に係る費用等について市町村間において調整が必要となる。このために効率的な事業とするための案1、案2が示され、基本的には案1ということで提案されておりました。

私たちもこのような変更について、特に幼稚園の皆様には新たな制度の中で一定の事務負担の増加があることを認識しています。そうであるならば、それについて支援を必要としますし、その上でこのような流れ図に書いていただいたような市と市、町と市、あるいは市町村間で適切なやり取りがなされることによって、少しでもこうしたやり取りの煩雑さから利用者に対する何らかの負担感がないように、せっかくの一時預かり事業ですから、実務の流れを整理していただいた12ページ以降は大変有用であると考えております。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

橋原委員、お願いします。

○橋原委員 全国私立保育園連盟の橋原です。

資料3 確認制度についての9ページの上乗せ徴収の関係です。今回の幼保連携型認定子ども園に移行する保育所の大部分は社会福祉法人であり仮に上乗せ徴収を認めることになると、児童福祉施設としての社会的意義・役割等の観点から外れてしまうのではないかと懸念されます。

また、どのようなものを上乗せ徴収として想定されているのかということについてもお教え頂きたいと思っております。

○無藤部会長 ありがとうございます。

駒崎委員、お願いします。

○駒崎委員 小規模保育協議会理事長の駒崎です。

4点あります。

まず、一時預かり事業ですけれども、先ほど奥山委員もおっしゃられていたように、この事業は実は横浜市が非常に成功事例で、劇的に一時保育、一時預かりのインフラを拡充させたという事例があります。その理由が地域密着Ⅱ型だったわけです。これがかなりフレキシブルにできるということで、さまざまな事業を算入できたということだと思いますが、今回それが一般型に統合されてしまうと、なかなかつくりづらくなってしまいうところがございます。ですので、一般的に加えて独立型ということ新たに設置して、地域密着Ⅱ型的なさまざまな多様なNPO等が担えるということにしていくことで、広がる事業との連携であるとか、そうした連続的な子育て支援が可能になるのではないかと思いますので、ぜひ御検討をいただければと思います。

2つ目です。確認制度ですが、重ねて申し上げますが、保育の重大事故について、全国的に共有し、子どもの死が無駄にならない。教訓になり、保育園で亡くなるということを防いでいく。再発を防止していくために収集、分析、報告を毎年きちとん行えるスキームというのは必ず組み込んでいただきたいと思います。それが亡くなった子どもたちに対する、我々大人の最低限の責務なのではないかと思えます。

病児保育に関してですが、先ほど稲見委員もおっしゃったように、病児・病後児保育施設、訪問型が多様に折り重なり合いながらインフラをつくっていくということには、私も賛成します。そのためには現在、施設型にしる、訪問型にしる、補助基準等が余り現実的ではない基準なので、これは引き上げていただかなくてはいけないということがございます。その引き上げ方の1つですけれども、訪問型では普通に委託費で払っているのですが、ただ、やはり利用者補助の観点も入れていただきたいと思えます。区で1つだけ委託されると、その区ではその事業者しかできないとなってしまうがちです。ですので、さまざまな事業者を利用者が選べるという形。つまり、ある意味のバウチャー的なことも可能なように、今、23区の中で渋谷区や足立区はそれをしてはいますが、そうしたことも今、自治体だけの負担でやっています。それをきちんと国が補助をして、そうしたものの財政裏づけをとっていくことによって、ベビーシッター会社も含めて、多様な事業所が病児保育に参加できるようになるのではないかと思います。

最後に公定価格の部分で言いそびれたところがあるのですが、今回の基本枠組みに関しては賛成です。ただ、今回は保育園とか幼稚園とかが中心になっているのですが、実は社会的養護の部分でもこうした補助の枠組みはかなり影響するのではないかと思います。特に乳児院や児童養護施設は今、子ども1人当たりの補助になっているのです。そうするとどうなるかという、子どもがいないと成り立たないみたいな施設になってしまうわけです。

ただし、施設の使命としては、そこにいる子どもたちは一刻も早く里親や特別養子縁組

にマッチングされて、全ての子どもたちに家庭があるという状況にするのがベストだと思います。しかし、財政的な裏づけは子どもがいなくなると困るというインセンティブ体制になっているというのは、これは理念と齟齬が出てきてしまうので、そうしたところで保育所とかに関しては子ども1人当たり補助でもいいのですが、社会的な養護の部分にもある種、大きな影響力を与えますので、その部分は切り分けて、今後、制度設計をしていただけると、施設養護から家庭養護へ全ての子どもたちに家庭をとという方針を押し進める上で、決して足かせにならないようにしていただけたらと思います。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、坂崎委員。

○坂崎委員 日本保育協会の坂崎です。

確認制度の6ページの検討の視点の3つ目、教育・保育の利用に当たってはという部分です。私立保育所については市町村との契約になることを踏まえ、求める手続等について検討していくことが必要だと書いておりますので、今日は意見書を出させていただきました。8～9ページにかけまして、考え方をまとめておきました。

現行の私立保育所が委託契約にもかかわらず、きちんとした委託契約書を結んでやっているかというところという形ではないような気がいたします。ですので、今回、保育所につきましては、公私を問わず市町村長がきちんと保護者との公的契約を締結し、私立保育所に対する保育の委託については、保護者との公的契約書を添付した文書上でいわゆる市町村と施設を設置した間で委託契約を締結する。いわゆる市町村と保護者及び保育の受託施設の間を明確とした委託契約の仕組みを書類上もきちんとしていただければありがたいと思います。実費徴収につきましては、前回同様のことを書いておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、坂本委員。

○坂本委員 公益社団法人全国保育サービス協会の坂本でございます。

一時預かり事業の中に訪問型がつけ加えられたことは、利用者にとって、保護者にとって大変プラスだと考え、ありがたいことだと思います。さらにここにプラス対象者を学童というところまで含めていただけると、この部分がさらに充実するのではないかと考えますので、ぜひ御検討をいただきたいと思います。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、佐藤委員。

○佐藤委員 資料9ページにある上乘せ徴収等の取り扱いについては、限定的にすべきです。

上乘せ徴収と実費徴収については、明確に説明できる理由があるのであれば、やむを得ないと思いますが。しかし、＜参考＞制度改正検討時点での整理（平成24年3月2日少子化社会対策会議決定：抄）のイの2つ目の○に、実費徴収以外の上乗せ徴収は「国が定める基準に基づく学校教育・保育以外の活動」との記載がありますが、保育所は1日の生活を保育課程に基づいて保育に取り組んでいます。ですから、保育課程に基づかない保育以外の活動が何を表すのか、理解できません。

公定価格そのものが図られた学校教育、保育の質の確保向上が確保できる基準として設定されるべきです。それでも上乘せ徴収がどうしても必要というのであれば、学校教育に限定するという取り扱いが必要かと思えます。

また、一時預かりについて、今ご説明いただいた、新たな幼稚園型は特例施設型給付の対象になる場合とならない場合が存在します。その施設型給付の対象になった幼稚園を認定された利用時間で利用する場合と、働いていながらあえてその認定を受けずに幼稚園に通う場合の一時預かりの取り扱いは整理をするべきだと思います。同じような立場でいながら、1つは認定を受ける、1つは認定を受けずに幼稚園を利用する。例外的だとは言え、早期に整理していただく必要があると思います。

○無藤部会長 ありがとうございます。

高橋委員、お願いします。

○高橋委員 ありがとうございます。日本労働組合総連合会の高橋でございます。

私からは確認制度について意見が2点ございます。

1つは、12～13ページにかかるところでございますが、運営基準の検討項目の中で会計の区分のことについて出されております。この会計の区分のうち財務諸表を公開することについて、公費が投入されていることから、私としては当然のことだと考えます。

また、使途制限についても、先ほど公定価格のところでも積み上げ方式ということについて述べましたけれども、そのようなことから考えても適切なルールに基づいて当然のことだと思います。

16ページ、「業務管理体制の整備について」についてでございます。法令遵守は特に先ほどから述べておりますように、公費が投入されていることは当然ですし、厳格に適用すべきだと考えます。

また、保育士の処遇が非常に低いということが取り上げられておりますけれども、そのような観点からも法令遵守の項目として労働法令の遵守ということについても、しっかり指導監督の対象とすべきだと考えます。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、溜川委員。

○溜川委員 全国認定こども園連絡協議会の溜川でございます。

確認制度の検討の視点について、応諾義務と地域型保育の小規模保育の優先利用枠との

兼ね合いをどう考えたらいいいのかということが1つございます。小規模型保育からの優先枠を親施設が設けた場合に、結局その方たちが2号なり3号なりに移行していくということが優先されることによって、ほかの施設なり、あるいは在宅からの子どもたちとの兼ね合いをどう考えたらいのか。つまり応諾義務の中でどう考えたらいのかということですね。連携施設については、事業者間の協定等によって1つのルールを明確にしようというようなことが出されていますので、例えば事業者間の中で優先枠の中身は委ねられると考えられてよろしいのかどうかということが1つございます。

もう一つは、上乗せ徴収についてでございます。これは公定価格なしで語れないのですが、利用者と事業者との契約に基づくということですから、私は原則的に二者間がオーケーするものはオーケーなのではないかと思えます。

特に幼稚園の皆さんの立場から考えた場合に、限度はあるかもしれませんが、入園料とか施設費といったものが多くの場合に徴収されている現実がございます。こういったものによって設置者としては私学の自由な教育・保育の活動を担保している現実がございます。その結果、1つの伝統ある教育というものが行われているという姿もございます。したがって、そういったことを加味しませんと、特に私立幼稚園からの新制度への移行は難しいのではないかとと思われることを指摘させていただきます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

古渡委員、お願いします。

○古渡委員 全国認定こども園協会の古渡です。

一時預かり事業について1点確認並びにどうなるのかということで、幼稚園型の一時的預かり保育というのは、園児の預かり保育を主体とした事業類型が創設するということが、通常午後の保育としての預かり保育が多分今までメインだと思います。

それで10ページですが、保育の内容、論点の中に0-2歳児を預かる場合と入っているのですが、例えば0-2歳児を預かるということは施設的には乳児室とか、その設備が必要なのではないかと考えます。

もう一つは、保育指針または幼保連携型認定こども園教育要綱ということは、逆に言えば幼稚園型の認定こども園に移行している場合であれば、確かにそうであろうと思うのですが、施設型給付を受ける幼稚園としての預かり保育という観点から考えるとどうなのでしょうという観点ですけれども、以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

北條委員、お願いいたします。

○北條委員 まず、確認制度のほうであります。今までも上乗せ徴収及び応諾義務についてはいろいろ申し上げておりましたが、今日はより原理的に法的なことでの確認をお願いしたいと思います。

子どもは私立学校として、憲法、教育基本法、学校教育法、私立学校法、私立学校振興助成法という教育法体系の中で教育活動を行ってきております。そして、その体系の中で

私学の特性は保護されていると考えておりますし、今までも保護されてきたわけであり
ます。現状のまま私学助成と就園奨励費での幼稚園を選択した場合には、今までと同様で
ありますから何ら問題はないのですが、施設型給付に入った場合、この応諾義務なり、一定
の上乗せ徴収に制限が加えられることになるようであります。また、幼稚園型認定こども
園になった場合も同様であります。幼保連携型認定こども園になった場合もやはり制限が
相当に厳しいと考えます。

しかしながら、ただいま挙げました施設の類型は私立であれば、全て私立学校の性格を
持つ。そして、今までの御議論の中でも私立学校法の規定の対象だというお答えをいただ
いております。であるとすれば、施設型に入る幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携
型認定こども園、こういう施設に対する私立学校としての立場をどう保護するかの。これ
が恐らく学校教育法、私立学校法、私立学校振興助成法、少なくともこの3つの法体系の
中で相当大幅な変更を行い、相当複雑な規定を行う必要があるはずでございます。

恐らくその法改正で行われるのでしようけれども、あるいは行われたのかもしれない
けれども、私立学校に係る法改正を行うに当たっては、当然、私立学校関係者の意見を聴
取というのは極めて当たり前のことであります。今日まで少なくとも私立学校関係者に
意見を求められたことはございません。

したがって、今後当然そういう手順を踏んでいかれることになるのだと思いますが、今
後、今、申しました学校教育法、私立学校法、私立学校振興助成法、少なくともこの3つ
の法律がただいま申し上げましたような観点からどのように変更されていくのかというこ
とを言わば新旧対照表の形で本会議にお示しをいただきたいと思っております。時間がかか
ることであろうと思っておりますから、もちろん、今日でなくて結構でございますが、このことをよ
ろしくお願いいたします。その中で私立学校の特性をしっかりと守るという姿勢を示して
いただきたいと考えます。

次に、一時預かり事業についてであります。幼稚園型というものを御検討いただくとい
うことであります。今まで私が主張してまいりましたように、本来、幼稚園における預か
り保育というのは、この場で示された保育の定義からいって保育そのものに当たるわけ
ですから、保育認定の対象であるという私どもの原則的立場は変わりません。しかし、法律
ができてしまっているという中での運営を工夫するという中で、こういった措置を考え
ていただくということは、これは十分にあり得ることだと思っております。

その上で幼稚園型については、本来であれば2号認定のお子さんに対する給付と同水準
のものでなければならぬわけですから、そこを十分に配慮していただくよう
をお願いをいたします。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

宮下委員、お願いします。

○宮下委員 まず、確認制度でございます。11 ページの非常災害対策が今回改めて出まし

たが、これは子どもの安全、命を守ることから考えましても非常に大切なことだと思いますので、ここに書いております施設事業については、非常災害にかかわる関係機関への通報、連絡体制等を整備することを求めるか、ではなくて、求めるということにしていれば、ありがたいと思います。それと同様に衛生管理についても記すべきだと思います。

次、一時預かりのことをございます。現在、子どもが私立幼稚園で行っております預かり保育の取り組みを幼稚園型として一時預かり事業の中に位置づけてくださいましたこと、とても重要なことだと考えています。ただ、一時預かり事業として取り扱われる以上は、ほかの施設における長時間保育の給付との整合性を考えていただければありがたいと思います。

10 ページの保育内容ですけれども、子どもは今までは幼稚園教育の基本を踏まえて実施しておりましたが、見直し案の中で、幼稚園教育要領あるいは認定こども園保育要領を基本とするということに賛成でございます。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、幾つか御質問もありましたけれども、時間が大分過ぎましたので、簡潔にお答えいただけるものはそうしていただいて、次回回しものはまた資料等を整えた上でお願いしたいと思います。

○橋本保育課長 それでは、御質問いただいた点につきまして、今お答えできるものをお答えしたいと思います。

まず、橋原委員から上乗せ徴収の関係につきまして、どのようなものを上乗せ徴収と考えるのかといった御質問があったかと思えます。これはその仕切り自体を詰めていかなければならない議論だと思いますが、9 ページの参考で去年の3月2日の少子化社会対策決定での書きぶりをここに書いてございますが、その中であえて対比させると実費徴収というものがあるわけございまして、特別な教材費や制服代のような最終的には子ども本人に帰するような性格のものが一般的には実費徴収と呼ばれるのではないかと思います。

ですから、そういうものではないものが逆に言うと実費徴収以外の上乗せ徴収ということになってくるわけございまして、さまざまな名目があるかと思えますので、その実態は多種多様でございます。このあたりの実費徴収が行われている実態等につきましては、実態調査の中でも一定程度調べておりますので、追ってまた御紹介をさせていただきたいと思っております。

溜川委員のほうから、応諾義務と優先枠の関係についての御質問がございました。これは小規模保育につきまして、連携施設を設けるに当たりまして、3歳以上になったときの優先的な受け入れということの御議論をいただいたわけでございます。その場合には、利用定員の中で、この連携関係にある小規模保育ないし、あるいは家庭的保育等の卒園者を優先的に受け取るということをあらかじめ明示をしていただくという形で、その範囲の

中で優先をすることについては、これは正当な理由ということで考える。そういう考え方ではないかと思っております。

古渡委員のほうから一時預かりの特に0-2歳を対象とするときの考え方について御質問をいただきました。通園児以外の方々に地域の0-2歳児の一時預かりを受け入れを幼稚園がする場合ということになってまいろうかと思えますけれども、そのときには、こちらの資料にございますようなハード面の基準等も遵守していただいたということになりますが、特に部屋の面で考えましたときに、今、書いてございます資料の中では10ページに設備基準で、保育室と遊戯室ということで一定の面積を設けるということで書いてございますが、特に0-2歳児を受け入れるようなときには、上のほうの年齢のお子さんと一緒に場所では危ないという面もあろうと思えますし、一定程度の部屋の仕切りも含めた、より詳細な検討が必要だろろうと思っております。

以上でございます。

○無藤部会長 これでもよろしいですか。ありがとうございました。質問の残りがあると思いますが、次回にお願いします。

その他、2点、事務局から御報告がございますので、お願いいたします。

○定塚総務課長 参考資料1「社会保障・税一体改革による社会保障の充実・安定化について（案）」という資料をご覧いただきたいと思えます。

こちらの資料でございますが、消費税引き上げが決定をされまして、消費税と社会保障・税一体改革によりまして、社会保障の充実・安定化として何が行われるのかということに関係府省間で取りまとめて先日公表したという資料でございます。

1ページ、こちらの資料は財政当局も含めて取りまとめている資料でございます。こちらは予定どおり5%引き上げを最終的に実施して、10%となったときの2017年度の最終的な姿でございます。従来から御説明しているとおおり、子ども・子育てについては0.7兆円程度を予定しております。なお、合計額は一番下の欄にあります。2017年度時点で毎年度の額2.8兆円程度、社会保障の充実分に充てるということです。この額の仔細については次のページにありますので、後ほどご覧いただければと思えます。

もう一ページおめくりいただきまして、参考資料がついてございます。こちらは厚生労働省と内閣府とで取りまとめをして公表している資料でございます。26年度、来年度の社会保障の充実・安定化についてでございます。来年度につきましては、8%に引き上げることが閣議決定をされておりますが、この引き上げのように増収額は税収が段階的に入ってくるということから、5.1兆円程度にとどまるということが予測をされております。

この5.1兆円でございますけれども、下の囲みにありますように、そのうち2.95兆円を基礎年金国庫負担割合の2分の1引き上げに向ける。残額を按分いたしまして、社会保障の充実分には0.5兆円程度を充てるということとされておるところでございます。

次のページをおめくりいただきたいと思えます。この社会保障の充実分0.5兆円程度をどう使おうとしているかということでございます。子ども・子育て支援について0.5兆の

うちの0.3兆円程度を充てるということを厚生労働省と内閣府としては要求をしているところでございます。

なお、申し上げたとおり、現時点での考え方ということですので、今後、財政当局と引き続き検討して額が変わることもあり得るということに御留意をいただきたいと思えます。

さらにこの内容でございます。7ページ、子ども・子育て支援の充実という資料を御用意してございます。子ども・子育て支援法の附則によりまして、26年度には保育緊急確保事業を実施するというようになっております。この保育緊急確保事業には消費税財源を充てて行うことが想定をされておりますので、こちらのほうでは保育緊急確保事業を中心に組み立てているところでございます。

Iとしては、待機児童解消加速化プランの推進ということで、点線の囲みの中にございますが、現在御議論いただいているような小規模保育、家庭的保育、幼稚園の長時間預かり保育、認可を目指す認可外保育施設への支援、保育所運営費の確保、保育士確保対策処遇改善、利用者支援等に充てることを要求しているところでございます。

IIの保育緊急確保事業は、上記の待機児童解消加速化プランも含まれますけれども、もう一つの内容としては、新制度のもとで市町村が実施する地域子育て支援拠点事業などを先行的に支援していこうということで、地域子育て支援拠点事業、ほかの事業について先行的に要求をしているところでございます。

IIIでございますが、社会的養護の充実ということで、児童養護施設などの受入児童数の拡大や家庭的な養育環境の推進等に充てるということで要求をしているところでございます。

以上でございます。

○橋本保育課長 続きまして、参考資料2ということでお配りさせていただいております縦長ものでございます。小規模保育運営支援事業等の要綱ということでございまして、8月29日のこの部会におきまして、おおむね御了承いただきました基準案の内容をもとにいたしまして、部会長、部会長代理等も御相談をいたしまして、新制度実施までの間、先行して実施することとなる小規模保育の補助事業としての内容を整理したものでございます。本日付で安心子ども基金の管理運営要領を改正いたしまして、各都道府県に通知をいたしました。

これをてことしまして、待機児童解消加速化プランをさらに推進をし、また、待機児童解消を着実に進めるとともに、子どもが健やかに育てるような環境づくりを前進させたいと考えております。

なお、この中で補助基準額等につきまして、7ページに年齢区分に応じました、A、B、Cに応じました額がございまして、先ほど駒崎委員からのお話にもございましたように、いろいろとこの評価はあろうかと思えますけれども、これから先、公定価格についての議論が行われていく、その前に先行して実施するものでございますので、先ほど来の公定価格の議論の中にもございましたような定員区分ですとか、あるいは地域区分ですとか、あるいは

は加算の措置ですとか、そういったものは一切設けておりません。

そういう意味では、今後いろいろと御議論をいただいた上で、本格的に実施するに当たりましての地域型保育給付の内容につきまして、また十分に御議論をいただければと思っています。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

本日の議題は以上でございますが、次回の日程につきまして、事務局よりお願いいたします。

○長田参事官 長時間、大変ありがとうございました。次回の日程につきましては、11月15日15時からの3時間ということで予定をしております。

なお、今後でございますけれども、検討課題も多うございますので、おおよそ月2回程度を目安として日程の御相談をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、大分時間が過ぎて申し訳ございませんでした。第6回「子ども・子育て会議 基準検討部会」を終了します。お疲れさまでした。

～ 以上 ～